

---

平成20年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成20年6月18日(水曜日)

---

議事日程(第5号)

平成20年6月18日 午前10時05分開議

- 日程第1 議会報告会の結果報告
- 日程第2 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の件
- 日程第3 請願・陳情について
- 日程第4 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第7 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第12 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第13 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について
- 日程第14 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について

- 日程第21 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議会報告会の結果報告
- 日程第2 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の件
- 日程第3 請願・陳情について
- 日程第4 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第7 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第12 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第13 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について
- 日程第14 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について

- 日程第16 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

追加日程

- 日程第1 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第2 議案第55号 由布市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第3 発議第6号 米価の安定対策を求める意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

---

出席議員（25名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 4番 新井 一徳君  | 5番 佐藤 郁夫君  |
| 6番 佐藤 友信君  | 7番 溝口 泰章君  |
| 8番 西郡 均君   | 9番 渕野けさ子君  |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君  |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |

20番 吉村 幸治君  
22番 生野 征平君  
24番 後藤 憲次君  
26番 三重野精二君  
21番 工藤 安雄君  
23番 山村 博司君  
25番 丹生 文雄君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君  
書記 馬見塚量治君  
書記 衛藤 哲雄君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	秋吉 洋一君
教育長	二宮 政人君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
財政課長	長谷川澄男君	税務課長	飯倉 敏雄君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
都市・景観推進課長	若林 純一君	健康福祉事務所長	立川 照夫君
健康増進課長	秋吉 敏雄君	保険課長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
教育次長	高田 英二君	消防長職務代理者	浦田 政秀君

---

午前10時05分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も、本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は、25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

---

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、議会報告会の結果報告を行います。

去る5月23日、26日及び30日に、今回由布市議会として初めて開催をいたしました議会報告会の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員委員長、久保博義君。

○議会運営委員長（久保 博義君） 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきたいと思えます。

本委員会は、さきに開催されました議会報告会において、各会場の班長より提出のあった開催状況報告書をもとに、総合的に総括したので、その結果を会議規則第103条の規定により報告をいたします。

委員会の開催日時でございますけれども、6月16日、月曜日、13時30分より開催いたしました。

場所につきましては、挾間町庁舎4階第1委員会室です。

事件名でございますけれども、議会報告会の総括について、出席者につきましては議会運営委員会全員の出席をいただいております。

それでは、内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

開催の状況のまとめでございますけれども、3会場（庄内会場・湯布院会場・挾間会場）の開催状況報告書に基づき、次のとおり集約いたしました。

2ページをめくっていただきたいと思います。そこに、庄内会場、庄内班の報告（ダイジェスト版）、それから次のページに湯布院、最後に挾間の分をつけております。このダイジェスト版は、会議議事録からまとめていただいて各班でまとめていただいて提出をいただいたところがございます。この3地域の分をまとめさせていただきます。

その内容でございますけれども、（1）会場来場数ですけれども、3会場の来場者総数は275名でございました。内訳といたしまして、庄内会場が75名、湯布院会場が120名、挾間会場が80名でございます。

それから、2番目の質疑・意見の発言者数でございますけれども、3会場で出されました質疑・意見発言者は総数18名で37項目。内訳といたしまして庄内会場で3人で8項目、湯布院会場で9人で16項目、それから挾間会場で6人で13項目ございました。

それから3番目で、質疑・意見の内容でございますけれども、出された37項目の質疑及び意見を内容によって分類いたしますと、議会に関すること、本庁舎方式、分庁舎方式また庁舎の位置に関すること、校舎の耐震性に関すること、公共下水道に関すること、給食センターに関することなどが主なものでございました。

特に、議会に関することは質問項目が20項目と多く、このうち7項目が議員定数、議員報酬に関するもので、やっぱり非常に市民の方が関心を持っております。

それから4番目でございますが、アンケート調査でございますが、開催会場で来場者から提出されましたアンケート用紙は総数で27枚、庄内会場では7枚で11項目、湯布院会場では16枚で20項目、挾間会場では4枚で5項目で、内容については報告書記載のダイジェスト版に記載しておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

それから2番目の総合総括でございますけれども、当委員会は3会場から提出された報告書に基づきまして総括いたしました。

(1) 出された意見等のまとめでございますが、今回の報告会を開催したことは各会場ともよい企画であるとの高い評価を受け、また今後も開催してほしいとの強い要望があった。一般市民に比べ、職員の参加が多いとの指摘があった。議員の議会活動の内容が理解できてよかった。議員の名前と顔が一致することができてよかった。報酬、政務調査費、議員定数等について質問が多く、一定の理解を得られた。

なお、当日、回答できなかった意見について文書で回答したのが挾間会場で1件ございました。

2番目でございますが、議会の取り組みについての検証でございます。評価される点につきましては、事例が少なく短期間で開催できたこと。また、議員総意で前向きに取り組んだこと。議会活動の取り組み等についても理解が得られたこと。配付した資料、また資料説明も理解しやすく進行もよいとの評価を得たこと。請願・陳情型でなく、市政に対する意見が多かった。

反省すべき点でございますが、参加者から議員個人の意見を求めたときの対応。それから、質問に対する回答者の指名の振り分け。回答が困難なときの対応が明確でない。会場案内の看板不足。市民への開催広報の周知不足などが挙げられております。

3番目でございますが、議会運営委員会としての総括でございます。由布市議会は、開かれた由布市議会を進める一環として、今回議員総意のもと由布市議会報告会開催要領を作成——済みません、訂正してください。規定にかえてください——要領を規定し、議会報告会を開催した。この議会報告会は、大分県下で初めての開催であり、先進事例も少なく、また開催決定以来、約3カ月という短期間で開催のため、ほとんど手づくりの報告会であった。

にもかかわらず、市民からはアンケート結果から判断できるように高い評価を受けている。これは議員全員が一致団結し、積極的に参加し協力した結果である。これによって、開催目的である「議会みずから地域に向いて市政の状況を報告し、市民と議会が相互理解を深め由布市の発展・充実に資するため報告会を開催する」の目的が総合的に判断し達成できたものと総括する。

なお、当委員会といたしましては、この議会報告会は市民からの評価も高く、今後も開催してほしいとの要望が多いことから、今回の開催経験を糧に次回開催ができるように前向きに検討す

ることに決しました。

以上で、報告を終わります。

また、追加でございますけども、この議会報告会の内容につきましては、きょう開催されます議会広報委員会に諮りまして掲載をしていただきたい、お願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、議会報告会の報告を終わります。

---

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の件を議題とします。

本件は、さきの平成20年第1回定例会において、総務常任委員会に付託し、現在継続審査となっております。

では、市長から議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の理由の説明を求めます。

市長。

○市長（首藤 奉文君） おはようございます。ただいまの件について、御報告、御説明を申し上げます。

4月1日を制定を前提として、第1回の定例会にこの件につきましては上程いたしましたけれども、継続審査となりまして施行日を訂正する必要性が生じました。

この条例は、「20年4月1日から施行する」という件を訂正いたしまして、「この条例は公布の日から施行する」ということで訂正をお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についての訂正の件については、これを承認することに決定しました。

---

○議長（三重野精二君） それでは、日程第3、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願1件及び前期定例会において継続審査の請願2件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会に付託の請願

を審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日程といたしましては、日時が平成20年6月13、16の両日、場所は湯布院庁舎会議室及び挾間庁舎会議室、出席者は委員会全員でございます。

内容に入ります。請願受理番号6、受理年月日、平成20年6月5日、件名、後期高齢者医療制度の廃止の国への意見書提出を求める請願、委員会の意見といたしまして後期高齢者医療制度の実施に伴う問題が国民の間で続出している中、後期高齢者医療制度が高齢者負担と医療費の削減を目的とした制度とし、それを廃止してよりよい医療制度の確立をお願いする意見書の提出を求める請願です。

本請願に先立ち、6月4日に九州8県の後期高齢者医療広域連合長から、1つは広域連合に対する補助金の創設、2つとして不均等賦課に対する財源補てん、3つ目として後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の目的と内容の周知徹底ほか4点にわたる制度の円滑運営について要望書が厚生労働大臣あてに提出されています。

また、国会においても、現在はこの制度の廃止を含めた手直しの議論入っているところです。

委員会の審議の結果、本請願の言うよりよい医療制度の確立がどのようなよりよさなのか不明瞭でもあり、国や広域連合の様相を見極めて対応を決定すべきとの多数意見となり、本請願は継続審査とすることに決しました。

続きまして、裏面をごらんください。

継続審査となりました請願について御報告申し上げます。受理番号5、受理年月日、平成20年3月10日、件名、公立保育所の存続に関する請願についてです。

委員会の意見として、請願内容の確認のため5月7日、請願代表者及び紹介議員への説明を求め、請願書の文言確認や願意が挾間保育所の公的存続であること。請願代表者以外の方々が、請願書には署名していないことなど内容を確認しました。

一方、紹介議員においては、行財政改革の一環として公立保育園の民営化が平成20年度より実施計画に盛り込まれたものの、議会の指摘を受け、検討期間を延期している中で公立存続を求めた議論を求めての請願紹介となったことを確認いたしました。

しかし、請願の要項として上げられている民営化によって利益が目的とされているという不安、これは由布市の保育料は公立も私立も同額であり、県内で最低の料金水準である点や乳幼児医療制度の助成は就学前まで拡大されていることなどから、民営化されても保護者の負担増にはつながらないと思慮される点、ハンディを持った子どもに対して民間では不十分との不安についても、市内の民間保育園の見られるように今日では十分な対応がなされている状況が一般的である点、さらにまた平成16年度から国県の公立保育所運営費補助金が廃止され、民間保育所については従来どおり保育所運営費の国県補助金が交付されており、交付税については私立に変更した場合、

公立の交付税算入額はなくなりますが、私立としての交付税算入額は公立より増額されます。その財政効果は、概算1億円となることなど考慮しますと、民営化への検討もやむなしとの多数意見となり、本請願は不採択と決しました。

しかし、市の行革推進には、この問題に限らず行革そのものに対する取り組み姿勢に安易な部分が見受けられます。今後の由布市の保育に関しては、幼保一元化の促進により一層の保育と教育の充実発展を期すことが肝要であり、そのためにも保護者、行政、保育園・幼稚園との連携と協調関係の樹立を要望することが付帯決議されました。

結果としては不採択でございます。

以上、2件の審査の結果を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） おはようございます。それでは、観光経済常任委員会に付託されました請願の審査の結果を下記のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

日時、平成20年6月16日、10時から12時まで、場所、挾間庁舎4階第1委員会室、審議者、私ほか議員全員6人です。担当課、農政課、審議結果、請願受理番頭4、受理年月日、平成20年3月3日、件名、米価の安定対策を求める請願、委員会の意見として、米は由布市農業の基幹作目であり、米の安定供給と食料自給率の向上を図ることが急務であり、抜本的な米価安定対策は必要であります。

委員全員で慎重に審議した結果、可決すべきと決定しました。審査の結果、原案可決ということを決しました。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、審議に入ります。

まず、請願受理番号6、後期高齢者医療制度の廃止の国への意見書提出を求める請願を議題とします。

本請願に対する委員長報告は、継続審査です。本請願は、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番、吉村です。委員長報告に対する委員長に対して、要望なり、お願いなり、考え方をただしたいと思っております。

この請願は、後期高齢者の——いいですか——増加による高齢化率の増加による医療費の抑制を目的とした制度であることには間違いのないわけですね。これが4月1日より実施をされまして、当の高齢者あるいはまた国民の目はこの医療制度の矛盾に向けて声が非常に大きいものがご

ざいます。

そうしたことから、国は今、その制度の名前を後期高齢者から長寿医療制度とかね、そういう名前をかえたり、その内容について確かに検討はしておりますけども、一番この問題になるのは高齢者を別枠にして、いわゆるそうした保険制度をつくったということにあるわけですね。高齢者は、これまで日本の今日ある、あり様を本当に築いてこられた我々の大先輩なわけですね。

そういう人たちを別枠にして、括ってしまうということはこれは明らかにやはり日本の民主主義に反するものでございます。

そしてまた、今回これを提出されておる団体は、医療の現場において私と同様、医療の現場においてそれに携わっておる医師、歯科医師で組織する団体の請願でございます。一番現場で治療をされておるそういう人たちが、これはおかしいという声でありますから、ただいま継続審査ということの案が出ましたけども、もう一度十分に審査をしていただきたいと思っております。

それから、継続の理由として、国や広域連合のその様子を見極めるということを言っておりますけども、国や広域連合の考え方をかえるのは、一番身近な自治体である我々地方の自治体が意見を言うことによって国や広域連合の考え方がかわってくると思っておりますので、継続審議で十分なる審議をお願いするんですけども、そうした意見をも踏まえてよりよい判断をくだしてほしいと思っております。

○議長（三重野精二君） ほかに、質疑ありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長も書いてくれてますけども、多数意見で継続審査としたわけで、私は即採択を望むものでありますから、即採択の動議を提出いたします。賛成者が必ずいると確信しております。

○議長（三重野精二君） ほかに、質疑はありませんか。

○議員（8番 西郡 均君） いや、動議や。賛成者はおらんか。（「おらん」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 継続審査にした理由が今、吉村議員からも言われましたけれども、国や広域連合の様子を見極めて対応を決定すべきということですけども、今国会で皆さん御存知のとおり、この後期高齢者医療制度の廃止法案が民主党の方から提出されながらも、国会が空転していて実質審議に入れられないという状況にあります。

文教厚生委員会は、この国会の状況とこの継続審査にするっていうことは次の定例会で判断をくだすというおつもりだとは思いますが、その時期をどういうふうに見越していらっしゃるのか。国会の方の判断が出てから意見書を提出するようなことでは、意味がないというふうに思いますけれども、そこをどういうふうに審議されたのか。そういう意味でも、私は今判断をくだすべきだと思い、継続審査というのは不適當ではないかと思えます。（「動議賛成しますって言っ

てるやない」「賛成ですか」と呼ぶ者あり) 動議賛成です。

○議長(三重野精二君) ほかに質疑ありませんか。18番、久保博義君。

○議員(18番 久保 博義君) 継続審査なんですよ、これ。継続審査に対して、意見、理由等々申し上げるのはね、委員会に対して大変あれやろうと思うんですよ。

ですから継続審査である以上は、あくまでも継続ですから、最終的な結論が出てからの意見にしていきたいと思います。(「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり)

○議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 私は動議を提出してね、同僚議員が動議に賛成って言ったから動議は成立するんで、そこの議運委員長は、その動機取り扱いについて意見を述べるのはわかるけども、(「動議、どうのこうのじゃないですよ」と呼ぶ者あり)だから、動議を提出したら動議をする権利があるんだから、動議を提出したら動議の賛成が1人いたわけだから動議は成立するんで、動議について諮ってください。お願いします。

○議長(三重野精二君) この動議は1人以上の賛成者がありますので、この動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[議員24名中起立3名]

○議長(三重野精二君) 起立少数です。よって、この動議は否決されました。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「質疑、討論は一切せんので、継続審査は、どういう口実になってるんですか」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「じゃあ、討論、はい」と呼ぶ者あり)

もういいわ。

ちょっと、暫時休憩します。

午前10時31分休憩

.....  
午前10時32分再開

○議長(三重野精二君) 再開いたします。

本件については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。(「えっ、」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)ええわね。それでええわね。(「継続ちゅうのは、まだ委員会の中にあるってことなんじゃ。本会議にまだ上がってきてない」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

休憩します。

午前10時33分休憩

.....  
午前10時36分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

先ほどの動議が否決をされましたので、委員長報告のとおり継続とします。

請願受理番号4、米価の安定対策を求める請願を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。委員長報告の審査結果が、可決すべきと決定ですが、これは請願ですので、このままでよろしいのでしょうか。それとも採択すべきなのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 採択すべきでございます。訂正してください。

○議員（7番 溝口 泰章君） はい。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これより、請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号4を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号4、米価の安定対策を求める請願については採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号5、公立保育所の存続に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 文教厚生委員長にお聞きいたします。

委員会の意見として、最後の方に付帯決議されましたということがあります。保護者、行政、保育園・幼稚園との協調関係の樹立を要望することが付帯決議されましたということですが、市議会における付帯決議についてなんですけれども、事実上、市議会は表決について、その表決に条件をつけることができないというふうにされております。

どうしても条件をつける必要があれば、これは議員必携にはこう書いてあるんですけれども、「修正可能な議案、議題については修正案を提案するか、あるいは独立した付帯決議または要望決議を議決し、議会の意思を表明する方法をとるべきだ」というふうにあります。これ、委員会として付帯決議されたということなんですけれども、この付帯決議を議会として議決すべきだという

意味でしょうか。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 御指摘のように、今振り返りますと、この付帯決議という文言を「要望する意見が出されました」というふうな訂正になろうかと思っておりますので、訂正方をお願いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番、佐藤友信君。

○議員（6番 佐藤 友信君） 6番、佐藤です。公立保育所の存続に関する請願について、採択していただけるよう討論を行います。

この請願については、由布市が財政難を理由にして、挟間保育所の民営化を保護者の十分な理解がないままに一方的に進めようとしてきたことに対して、保護者たちが大きな不安と懸念を抱いて出されてきたものです。

私はこの請願の紹介議員になりましたが、議会で請願を審議していただくに当たっては、まず請願書の願意を十分に認識していただきたいと思っております。

もちろん、由布市における財政状況を考えるとき、公立保育所の民営化は緊縮財政の中で、今の由布市にとっては喫緊の課題であり、由布市行財政改革プランでも明記されているとおり、現実的な施策であると考えております。

しかし、たとえ民営化するにしても、まだ保護者の理解と納得が十分得られていないとするならば、再考を促さなければならない点は多分にあると思っております。確かに民営化したからといって、保育サービスが低下したり、あるいは保護者の負担が急にふえるわけでもないかもしれませんが。

しかし、今の段階で民営化するとはいっても、どのような手法でこういったプロセスを踏んで民営化するのかわからないままに、とにかく民営化することだけが大前提にして話が進められていることに保護者は多大な不安を抱えています。

また、この請願には民営化されると市場原理にのって利益目的の運営がされる恐れがあるのではないかと懸念も書かれています。もちろん、今ある民営保育園がすべて利益目的で経営しているなどと決めつけるつもりは毛頭ありませんし、特に市内に数ある民営保育園は決して利益目的などを優先にしているとは思いません。

しかし、今後、保育所が公営運営でなくなった場合に、その運営者がだれになるかは別として、利益を目的として保育園運営がされる可能性が完全に否定できないため、その懸念を訴えたものであると思っております。

先日、寿楽苑の民営化の問題についても、同じように民営化することだけがよいことではない。いざとなったときに、やはり最後に頼れるのは公立だという意見も同僚議員から出されてきました。この保育園についても、全く同じだと思います。例えばハンディを持った子どもについても、今市内の民営保育園は積極的に多大な負担を負いながらもそういった子どもを受け入れてくれていきます。

しかし、それには施設側に大きな負担を強いるものでもあり、今後どんなハンディを持った子どもたちもすべて民営保育園が受け入れて対応してくださるという確証はありません。それは逆に、民間運営されている方々に対しても今後どんな多大な負担を強いてでも受け入れを確証させることはできないはずです。もし、どこの民営保育園も受け入れ難いような大きな負担を伴うハンディを持った子どもさんたちが入所を希望されるような場合があったとき、最終的には、やはりどんな負担が伴おうとも子どもの保育と福祉のためには、行政責任として公立運営をしている保育所があれば受け入れることができるのではないかとということもあると思います。

つまり、やはり最後に頼れるのは公立の施設というのが由布市内にあってほしいというのが保護者たちの切なる気持ちだと思います。

私は、民営保育園には民営保育園の、そして公立保育所には公立保育所としてのそれぞれの特徴の優れた点があると思います。ですから、請願文書中にもあるように、由布市に公立と民営の保育所が両方あってこそバランスが保たれ、民と公がともに力をあわせ公平な保育がされることで、市民の児童福祉の向上により豊かに貢献するのではないかと考えます。

したがって、この請願についてそういった公立運営の保育所の必要性を訴え、あくまでも現在の挟間保育所については公立運営を存続してほしいというのが願意の一番の趣旨だと思うため、ぜひこの採択すべきであると考えます。

なお最後に、この請願書の文言や言い回しが不十分だったため一部に誤解を与えたりすることが確かにあったかもしれません。しかし、請願書を出してくるのは一般の市民です。文章を書くのが得意でない一般の市民が、素直に自分たちの気持ちや願意を他意なく書いていただけのことです。たとえ一部に不適切な言い回しがあったとしても、それを審査する我々議員は請願者の本当に言いたいこと、我々に訴えたい気持ちを最大限に理解してあげて、そのことの本質を受けとめてあげるべきではないでしょうか。

正確な行政文書の書式をとまなっていないなくても、一言一句をとらえて、その言い回しや言葉の一部が少しでも不適切であるからとして請願の本意を退けるようなことは、我々議員としては決して市民に対してしてほしくないと思います。

以上、ぜひこの請願を採択していただけるようお願いして討論いたします。

○議長（三重野精二君） 次に、原案に反対者の討論を求めます。討論ありませんか。9番、湊野

けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。原案に対して——済みません。声がちょっと悪くて済みません。風邪ひいてます。反対の立場から討論させていただきたいと思います。

今、賛成討論の中で、文言のことも指摘されました。ただそのことだけで私たちというか、私は反対したわけではございません。

国の方も、今、待機児童をなくそうということで、非常に今民間の保育所に対しても認可外保育園に対しても今保育の人数の枠をかなりふやしてきております。しかし、そのふやしている人数の枠に即して、即それが利益になっている状態の仕組みのような状態になっていないんですね、民間の方は。

そしてまた、障害者に対してもやはり最終的に引き受けるところが公立だというふうに私は思っていないんです。例えば窓口の子育て支援の方に対しても、私一度相談したことがあるんですけども、あ、これは挟間では保育所では無理だから、例えば私立のこの保育所をお願いしてみてくださいとかね、そこできちっと行政の方が中に入って、そこで状況を判断してくれて配分といたら申し訳ないんですけども、ここの保育所に頼んでみてくださいませんか。じゃあ、ここに行ってくださいませんかというふうに指導をいただいております。そういった場合、そういうのを私もう知ってますし、体験してますし、決してどこにも受け入れられない障害者がいるということはないと思うんです。

やはりそれは行政が子育て支援の方がしっかりそこ見極めて、その子に対応できる施設にお世話をするなり、筋道を立てて上げるのが私はこれは行政の仕事だというふうに思っております。

ですから、このことはやはり今度民営化されるに当たっても、しっかりガイドラインをつくっていただいて、そして市民の声が、そして行政を通じて民間の保育所にその意見が出されるような形に、そういう要望していきたいというのがこの委員会の最後の保護者、行政、保育園、幼稚園との連携と協調関係の充実を要望することの意見が出されましたっことはそういうことなんです。

しっかり意見を聞いて、そして民間にも行政の意見それから市民の意見を届けてほしいという、その要望をここに書かせていただいていると私は思っております。

そういう中で、やはり今、民にできることは民間にというふうに言われておりますけども、やはり財政難ありきだけではないと思うんです。現実の民間でも本当に、ある私立の民間の保育園などは子どもに選ばせて、きょうは外で遊びたいか、絵本を読みたいかというふうに子どもの教育にしっかり注いでくれております。そして、3歳児以上の教育指導は民間も公立も全く同じと聞いておりますので、私は行財政改革の一環でもあるんですけども、決して民間にお預けしても不安ではないというふうに私は判断いたしましたので、これは原案に対しては反対という意見を

述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、請願受理番号5を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号5を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立11名〕

○議長（三重野精二君） 御着席ください。起立少数であります。

よって、請願受理番号5、公立保育所の存続に関する請願については不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（三重野精二君） それでは、日程第4、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてから日程第27、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの24件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。総務常任委員会の審査報告をいたします。

日時は、6月12、13、16日、いずれも午前10時からです。場所は、由布市庄内庁舎3階会議室、委員全員であります。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてであります。審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

経過及び理由は、以上、報告2件については、由布市土地開発公社の平成19年度事業報告及び決算諸表の報告と同平成20年度の事業計画、予算書、資金計画書の報告案件であります。全会一致で原案を了承しました。

なお、本会議で質疑ありました報告の2号、3号の提出の順番が逆ではないかということについては、それの方が理解しやすいのではということの問題はありませんということでありました。

その他、本会議で担当課長が答えたと思うのですが、質疑を受けた部分については今後改めら

れるところについては検討していくということであります。

次に、報告第4号平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書ですが、工事が天候不良等によりおくれたためであります。審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、報告第5号平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。土木費については用地交渉が難航等で所有権移転登記の手続きがおくれたものが多く、民生費では耐震診断等で許認可がおくれたためでありました。審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、由布市税条例の一部を改正する条例、審査の結果は、全会一致で原案を承認すべきと決定いたしました。

経過及び理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行により由布市税条例の改正を行うものであります。4条の2に租税特別措置法の根拠法令を明記すべきであることの指示と、この条例改正は21年4月からの施行の部分があり急いである必要はなかったものでもあります。専決処分を慎重にすべきとの意見を付して、全会一致で原案を承認いたしました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）ですが、市道奥江線改良事業が降雪等により工事がおくれたためであります。審査の結果、全会一致で原案を承認すべきと決定いたしました。

次に、議案第41号由布市監査委員条例の一部改正についてであります。これまでは財政が悪化した場合、財政再建促進の基準しかなく早期の是正機能がなかったことから、平成19年6月に地方公共団体の健全化に関する法律が制定されたことによる一部改正であります。審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

次に、議案第50号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。当計画を変更することにより、以前の計画より交差点での通行車両等の見通しがよくなり、安全確保のための必要性を認め、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

最後に、議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

経過及び理由といたしまして、本補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,818万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を147億4,303万1,000円と定めたものです。当委員会に付託されました補正予算の主なものは、歳入では15款国庫支出金3項国庫委託金1目総務費国庫委託金73万5,000円は、平成21年5月21日から国民裁判員制度が実施されます。そのための名簿作成やシステム費用であります。

21款緒収入5項雑入2目雑入1節の総務課の445万円の増額は、扶養手当の過誤払いによ

る返還請求であります。なお、時効部分についても自主返納を促しているそうであります。

歳出については、4月の人事異動による人件費の調整が主なものであり、2款総務費1項総務管理費1目8節報償費36万円であります。庁舎方式検討委員会の委員さんの謝金であります。法律または条例に根拠を置かない委員として自治法上の附属機関でないで、その委員も非常勤の特別職員とはならず、役務の対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能ということでもあります。

5目財産管理費15節の工事請負費278万9,000円は子育て支援課が湯布院庁舎1階に移動することによる改修費であります。

9目地域振興費19節負担金補助及び交付金250万円ですが、湯布院神楽への衣装代等であります。

9款消防費1項1目常備消防費3節通勤手当の減額ですが、行革の一環として由布市が規則の改正を行い、隔日勤務者に対する通勤手当の削減であります。

以上が主なものであります。

なお、委員会の審議の中で、湯布院庁舎の改修費は軽微な工事でも設計等を含め工事費の透明さを求める意見がありました。慎重審議の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました審査と審議結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 当委員会に付託された諮問1件、承認1件、議案5件の審査を行った結果、以下のとおり決定いたしましたので会議規則第103条の規定により報告します。

審査状況につきましては、日時が6月12、13、16日。場所につきましては、湯布院庁舎会議室及び挾間庁舎会議室、出席者は委員全員でございます。

まず、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、審査の経過は前任者の退任に伴い梅野悦子氏を推薦するものであります。審査の結果、全会一致で適任と答申することに決しました。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

審査の経過及び理由は、後期高齢者医療制度への移行に際し由布市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。後期高齢者医療制度が制度的混迷から改廃が取りざたされる中、国民だれもが納得できる制度の確立が求められています。

審査の中で、基礎課税額の賦課限度額 56 万円を医療費給付費課税額 47 万円と後期高齢者支援金等課税額 12 万円にすることによる結果的な税の負担増、特定健康診査のサービスの低下等、不安要素を解消する行政努力を求める意見を付し賛成多数で承認すべきと決しました。

続きまして、議案第 42 号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

審査の結果及び理由につきましては、学術研究用の戸籍証明交付手数料を有料化するための戸籍法の一部改正及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正するものであります。学術研究にまで有料化することはないとの意見が出ましたが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 51 号平成 20 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

審査の経過及び理由としましては、平成 20 年度歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,818 万 9,000 円を追加し、総額を 147 億 4,303 万 1,000 円とするものです。本委員会に係る主な補正は、4 月の人事異動に伴う給料、手当、共済費のほか、特別会計の中に職員の給料を組み入れるため、4 款衛生費の健康温泉館事業特別会計繰出金 1,037 万 8,000 円、10 款教育費で由布高校振興協議会補助金 250 万円等となっています。

委員会の審査の中で、人権同和対策の臨時職員賃金の必要性に対する疑問と、由布高校振興協議会補助金に関して、専従職員を配置して県教委に積極的姿勢を示すこと、中学生と保護者に対して強いアピールを行うこと、それとともに子どもを持つ親たちの真意の把握に取り組み振興協議会の進むべき方向を明確に示すこと、補助金を効果的に使用するには不足点があり、費用対効果の観点からも少ない予算で最大の効果を図ることなどが指摘されました。審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 52 号平成 20 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

審査の経過及び理由といたしまして、平成 20 年度歳入歳出予算の総額にそれぞれ 815 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 29 億 7,166 万 8,000 円とするものです。

主な補正は、地域包括支援センターへの包括的支援業務の保健師 2 名雇用のための委託料 700 万円です。審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 53 号平成 20 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

審査の経過及び理由といたしまして、平成 20 年度歳入歳出予算の総額からそれぞれ 270 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,673 万 9,000 円とするものです。

主な補正は、漏水調査費の当初予算の計上を委託料から負担金に組み替えるものです。

審査の結果、東長宝農業集落排水施設不明水の調査に関しては、受益者代表を含む運営協議会、担当課、議会とのスムーズな連携のもとで問題解決に臨むよう要望を付して全会一致で原案可決すべきと決しました。

ちょっと、申し訳ありません。議案第53号、文言が入っておりませんでしたので、今間違えました。第1号経過及び理由の第1号でございます。270万円を「減額」をここに入れてください。それぞれ減額します。（「入ってる」と呼ぶ者あり）そっち入ってますか。あ、済みません。私の原稿が消えてました。はい、戻ります。

続きまして、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

審査の経過及び理由につきましては、平成20年度歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,037万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,662万7,000円とするものです。当初予算において指摘を受けた職員人件費を一般会計から本特別会計に組み替えるものです。審査の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第103条の規定により報告いたします。

報告書は書いてませんが、12日に本年度20年度の主な工事4件につきまして現地調査を行いました。13日に担当課に来ていただきまして審査を行いまして、16日にまとめを行いました。

審査の結果を申し上げます。議案第39号由布市景観条例の制定についてでございますが、審査の結果は原案を可決すべきものと決定をいたしております。

経過及び理由につきましては、この件につきましては景観計画の策定等景観施策を推進するに当たり、条例の制定が必要なために提出されたものでございまして、由布市の良好な景観づくりに必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく事項を定めることにより由布市の魅力ある景観づくりを市民、事業者及び市が連携し、協働して進めることにより快適かつ豊かに生活できる環境づくりに資することを目的とするというふうに目的となっております。

当委員会といたしまして、慎重に審議をいたしました。結果、次の2点について部課長にお願いを申し上げます。建築基準法の問題が取り合わせの問題がありますので、1つ目に景観計画の中での規定、壁面後退1メートルとありますが、これが建築基準法との道路との規定の整合性

を一遍確認をいただきたいということと、これからできますと思われませんが、市議会の委員の委嘱者の役職について、市議会の議員の選任についてですが、再度これについて協議をしていただきたいと、以上の意見を付して原案可決いたしました。

続きまして、裏をごらんください。

議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定をいたしております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,818万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,303万1,000円と定めるもので、当委員会に関する状況について各担当課より説明を受けました。

歳入については、22款市債1項3目土木費過疎対策事業債1,000万円の分については瓜生田の工事の分でございます。

歳出につきましては、2款総務費1項5目の財産管理費344万6,000円の増額で、内訳としまして庁舎の改修に伴う設計管理委託料21万円、それから海の家施設の公売に伴う売却の価格確定のための不動産鑑定士に依頼する分の14万7,000円、それから同じ海の家7筆のうち1筆だけが抵当権が設定されておりますので、これを抹消するための30万円、それから工事費として、先ほど総務委員長が言われました湯布院の278万9,000円、これが契約管理課の方に入っておりますので、うちの担当で説明がございました。

8款土木費1項1目土木総務費137万7,000円の増額は、人件費ほかでございます。

2項道路新設改良費1,000万円の減額の主なものは、先ほど申しました瓜生田のものですが、中身といたしましては測量設計の200万円、工事費600万円等々が入っております。

5項下水道費400万6万3,000円の増額は、公共下水道事業分の今後の方向を示す資料作成のものでございます。

6項1目住宅管理費77万6,000円の増額につきましては、町営住宅の防水工事を行うための7カ所分だったと思っておりますが、設計委託料でございます。

以上をもちまして、審査の結果、原案可決いたしました。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、平成20年度第2回観光経済常任委員会での審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました議案9件の審査を行った結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定によりまして報告をいたします。

審査状況、日時、平成20年6月12日、13日、16日、場所、挟間庁舎4階第1委員会室、

現地調査、5カ所、出席者、委員全員です。

委員会審議日程は、6月12日9時より1時半、農業委員会、商工観光課、農政課、6月13日10時より13時、現地調査、挾間町由布川地区ほか5カ所。6月16日10時より16時まで、議案審査、まとめでございます。

議案について報告します。

議案第40号由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について、経過及び理由を申し上げます。この議案は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う解散及び由布市において同機構の事業（庄内、直入道路14.7キロ、工事費215億円）が平成18年度に終了したため、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第43号由布市農政対策審議会条例の一部改正について、経過及び理由、この議案はさわやか農業協同組合及び湯布院町農業協同組合がそれぞれ解散し、審議会委員の委員定数を4人から2人に削減するための改正であり、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第44号から49号まで同一内容でありますので、一括して報告を申し上げます。

議案第44号由布市土地改良事業資金由布市補償条例の一部改正について、第45号由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について、第46号由布市落葉果樹生産集団総合整備事業由布市補償条例の一部改正について、第47号由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について、第48号由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について、第49号由布市中小企業者等店舗整備改善融資資金利子補給条例の一部改正について、経過及び理由、以上の6件の議案はいずれも同一の内容であり、さわやか農業協同組合及び湯布院町農業協同組合がそれぞれ解散し、大分県内の16農業協同組合が合併し、新しく新組合「大分県農業協同組合」を設立したため条例を改正するものであります。審議の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、経過及び理由、この議案は歳入歳出予算を4,818万9,000円追加し、総額を147億4,303万1,000円と定めるものであります。

歳出の主なもの6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費3節職員手当等96万4,000円、5目農地費13節委託料、字図の修正及び登記事務費250万円、19節負担金補助及び交付金、塚原地区用排水工事測量設計費53万円、2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金、イノシシ被害防止対策事業補助金33万4,000円、7款商工費3目観光費11節需用費、由布川溪谷階段補修費68万2,000円、15節工事請負費、城ヶ原キャンプ場さく工事61万円です。

減額は、給料及び職員手当が主なものです。

歳入の主なものは、21款緒収入5項雑入4目過年度収入6節農業施設災害復旧費過年度収入5,900万4,000円で、これは平成19年度災害復旧事業の県補助金でございます。内容については、農地217件、施設57件、計274件でございます。

以上の結果、原案可決すべきと決定をいたしました。

以上で、観光経済常任委員会に付託されました審査と結果の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分とします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

佐藤正議員から葬儀のため11時35分より早退届が出ておりますので、許可をしております。これより審議に入ります。

まず、日程第4、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今後、改めるところは検討していくというふうに報告で述べておりますけれども、改めていく方向について事業報告及び決算諸表の報告がこれでいいんだというようなことで開き直っていますから、後の検討が心配であります。

3点ほどお尋ねしたいと思います。

1つは、事業報告書の監査の状況が今まで定款に定められた監査が全く行われていなかったのではないかと御指摘をさせていただきました。その点について、御検討されたのかどうか。

2点目は、これはもう、きちんとした公確法や定款等で定められている準備金と欠損金、あるいは純利益と純損失の表記はもう正確にすべきでないかということを行いました。やっぱり次回からじゃなくて、この書類そのものをきちっと書き直すべきというふうに私は思うんですけども、その点も議論されたのかどうか。

最後は、このように短期借入金の借りかえで今日まで土地開発公社の所有地にしてるとい土地の是非について、きちっと議論したのかどうか、その3つについてお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 監査の分については、審議をしておりません。

もうこれは後の分でも一緒ですけども、理事会で決定して報告ということで来ていますし、後の分も、例えば公社印を検討するとか未収金、未払い金の内訳は書く必要がないのではないかとというような質疑もありましたんで、そのとおりにやっていくというようなお答えがありましたんで、そういったことで、うちの委員会としてもこのまま了承しました。

土地の分は、南由布と、その部分についても、本会議でも課長が答えたと思うんですけども、南由布の土地は駐車場として整備していく方向で下湯平については売却等も含め処分していくということを委員会の中でもお聞きをいたしました。そういうことでやっていくと思っておりますんで。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 理事会の中といいますと、皆さん、市長を先頭になかなか私の言うとおりにしないちゅう部分がありますんで、こっちが指摘したことをぜひとも総務委員会でもそうしなきゃだめじゃないかということ強く言って改めるようにしていただきたいというお願いだけして、あとはいいです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 報告第2号由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、反対の点を幾つか述べたいと思います。

理事会でかなり言ったんですけども、一旦製本して綴ってしまうと、今回はこれでこらえてくださいと、次回から検討しますということ言うんですけども、私は直すべきところはその場できちんと直すという立場をやっぱり当局もとってほしいというふうに思います。

2点目は、これまで指摘したようなことは、本来ならば代表監査委員が昨年までその監事をしとったわけです。その人がきちっと指摘すべき事項だったんです。しかし、そういうことが全くされてないどころか、自分がしなければならぬ監事の仕事さえも全くしてなかったということですね、やっぱりこれを容認してきた私たちの責任も重大だというふうに思います。

つけ加えるならば、そこに出席していた当時の議会代表の当時の議長あるいは副議長の責任も重大だというふうに私は考えます。

その点からいえば、議会から理事に選出すべきでない。当然、市長も早く辞退をすべきだというふうに考えますんで、私はその意向を示してますけども、市長も早目にその決断をして、早く2人一緒に辞退しようという日が1日も早く来るように願ってるところであります。

最後に、公有地の確保に関する法律にとうたいながら、不適切な土地の保有、今日まで短期借入金で10年以上も土地を保有してるなんてのはもうあっちゃあられん話なんで、そういうことは許されないという点を指摘して反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに、討論ありませんか。（「賛成する人おらんじゃろう」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで、討論を終わります。

これより、報告第2号を採決します。本案に対する委員長報告は、了承です。本案は、委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

今、幾つか指摘したんですけども、3つのことだけお尋ねいたします。

長期借入金の金利1%を一挙に1.8%にするということについて、ほかの借入金を見ますと1.55とか、1.5とかそういうふうに分かれてますけども、決して妥当な金利であるというふうに私は考えません。少なくとも、ほかのと同じように金利を設定すべきだというふうに考えます。そうしないのなら、ほかの金融機関にすべきだったというふうに考えるんですけども、そのことが1点。要するに、長期借入金の金利は高過ぎないかという点です。

2つ目は、こういう余り役にも立たん議員や——ま、監事さんにそういうこと言ったら失礼なんですけども、監事が監事の仕事してないから言うんですけどね、それに3万円払うなどということが不当じゃないかと、やり過ぎじゃないかというふうに思うんですけども、その点は議論したのかどうか。

3つ目、最後に、予算書にない借りかえ、短期借入金、事業計画もなければ予算も予算措置もないんです。それが毎年、借りかえてるっていうことについて、きちっと総務委員会で議論したのかどうか。

以上の3つについてお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 3点でありますので、3点だけお答えします。

銀行の利息でありますけども、これは公社と銀行との契約問題でありますので、理事会でしっかりやってもらいたいと思いますし、報酬が1人3万円が不当ではないかということについても

しっかり理事会の方で検討してほしいと思います。

借りかえの分については、総務委員会では審議しておりません。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 南由布の計画が上がってます。

しかし、それもやはり由布市の土地所有にして、そしてどういう運営をするということで由布市の事業としてやるならそれで結構なんですけども、土地開発公社のままにして土地開発公社にいろいろ事業をさせるというのはいけないと。要するに変な金が動くのを土地開発公社にさせるということですから、そういうことは極力土地の保有に関する事務だけ素早く由布市に売却する、あるいは一般に売却する方法をとるということです。

今日までの塩漬け状態、とりわけ南由布というのはもう認められないことであります。

2つ目は、1億6,000万円の短期借入金を毎年借りかえるという行為が、事業計画にもなければ予算にも何ものってないというのは異常であります。先ほど若干そういう検討をすると言ったんですけど、検討してれば、それを仮に土地開発公社でするのならするように事業計画の中にきちっと上げるというふうにしなければ、私は不法行為だというふうに思います。

3点目は、先ほども決算の中で言いましたけれども、市長が自分の補助機関の理事になったり、チェックする議員がその中に理事に入ったりするなんちことはこれ言語道断ですよ。（発言する者あり）何言いよるんか。（発言する者あり）自分が入ったとき、つまらんことしよるけ言いよるんじゃ。（発言する者あり）定款に定められた監査をきちんとやらせること。

最後に、土地開発公社の関係法令に定められた事務処理、定款規則とあります。先ほども指摘したことは、そういう定款にも書いてる、規則にも書かれてることです。それらを厳守するようにお願いして反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。（「賛成しきらせんのじゃ、ぐだぐだ言うだけじゃ」と呼ぶ者あり）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、報告第3号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は、委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第6、報告第4号平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番、吉村です。経過報告の中で、天候不良ということの一言で、全会一致で原案を承認、了承したということでございますけれども、この中に、質疑の中での私は指摘、質問したように、学校給食費の問題が、予算があるわけです。

11億8,000万円というこの予算を計上したその一部が繰り越すということなんですけれども、我々議員としてはこの11億8,000万円をかけてつくるそのものの自体がまだ頭に描けないということで、そういうことはどういうものなのかということ審査してくれということをお願いしたけれども、その点について執行部に対してただしたのかどうかということ。

それから、1億5,000万円以上のものが議決事項ということは、市になってからはそういう位置づけられておりますけれども、旧町時代は5,000万円が議決事項であるということで我々は議会運営をしてきたところでございます。

しかし、この問題を指摘したときに、執行部側は一応5,000万円だけでも、5,000万円、それを超えるようなことがあったらやはり議会にも御相談申し上げますというような答えをいただいたような気がするんですが、その辺のことも含めてお願いしたいと思います。

それからもう1点、既にこの工事が始まるとるんですね。設計業者それから造成業者、こういう業者に払うお金は幾らになつとるのか。これだということも精査したのかどうか。そしてまた、その選定業者を、その施工業者をどのように決めたのか、その辺までただしたのかどうか、ひとつお願いします。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） お答えします。

繰越計算書の内容を、出てきたものに対して私たちは審議しただけで、給食センター建設事業の内容については検討、質疑もしておりません。

あとは、工事費が1億5,000万円以上で議決事件ということでありますので、そういったところでは、委員会の中ではやはり5,000万円以上の工事については随時報告なりがあった方がいいんじゃないかという意見は出ました。

もう1つ、業者にも支払われたというようなことについても、一応うちの委員会としては審議はしておりません。

以上です。（「それで吉村さんが納得してくれりゃいい」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに、質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ほかの委員会のことでありますけれどもね、文教厚生委員会とし

てもやっぱり尋ねられた以上、うちの委員会が放置するわけいかんということで、きちっと調査をいたしました。

しかし、基本的には教育委員会が吉村議員が尋ねられたことについては、適宜、全員協議会でやっぱり報告すべきだろうと。それをやってないのは、我々の側の責任かということもあるんですけども、実態は把握しました。設計業者の一覧も、前回ですけども聴取いたしましたし、丸秘と書いてるから、うかつに皆さんにも言えないんですけど、それをいただいているんで、あとは教育委員会がやるだろうというふうに思います。

今回の造成工事につきましても、やっぱり調査いたしました。4社の指名、しかもそのうち2社は議員が事実上オーナーの企業を指名に入れてます。そして、こともあろうに、その議員の親族企業に落札をしております。高率の落札率ですね、一般の市民から見たら一体何だと指摘されるような、そういう内容であります。

だから、そういう点でいえば、契約管理課の所管している建設常任委員会できちっと議論すべきだというふうに思います。

私たちも、一応のことは教育委員会で聞きましたけれども、教育委員会としては契約の中身についてはすべてうちはタッチしておりませんと、入札の委員にもなってませんということをおっしゃったんで、それ以上の追求はできないということで私は当時の副市長、今もうかわられましたけれども、当時の副市長を初めとする当時の幹部のこういうやり方というのはもう憤りを覚えて仕方ありません。

そう点でいえば、早く追求すればよかったんですけども、こっちも吉村議員から指摘されて初めてそういうことを調査をして気がつくというようなことで、残念でなりません。

結論的には、うちの委員会としてはまだ出してませんけれども、その親族企業が落札した、はっきり言えば三重野議長自身が建設策定委員会の委員長でもあります。こういうことはあってはならないことなんでね、それをどうするかということについては今後の課題として検討していくというふうになっております。

以上です。（「私が委員長になってる、文教厚生委員長」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 何かある議員から懇切丁寧な説明がございましたけれども、（笑声）非常に2人が仲良しだということになっても、これはちょっと私も違うんですけども（笑声）、大方、ほかの面から私はやはりこの問題は総務の中で私が申し上げたことを、入札制度に関することを含めて、やはり再調査をお願いしたいというふうに思っておりますので。（発言する者あり）建設——いや、お金の問題もあるしね。お金の問題もありますから。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、報告第4号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は、委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第7、報告第5号平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、報告第5号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は、委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、諮問第2号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は、委員長報告のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、日程第9、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、由布市税条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

実は、挟間は開発公社の法人住民税を今まで拒否してきました。湯布院もそうだったんですかね——庄内か、庄内もそうだったんですけども、最終版で財政課長になった人が納めざるを得ないと、税務課から財政課に来たもんですからね。そういうふうに向向転換してしまったんですけども、庄内だけが納めないという立場をとってんです。

庄内、ちょっと事業をしとったようにあるんですけども、特別儲かるような事業してなければ公益法人に課税すべきでないと。法人事業税は免除されてるのに、住民税をとるなんちゅうのはこれやり過ぎだということで今まで主張してきました。今回、一律にとるちゅうふうになってるんですよ。公益法人については。

当然、今までとってなかった5年間免除する、猶予するとはなってますけども、そういうことについて私はやっぱりやるべきでないというふうを考えるんですけども、その辺は総務委員会で議論されたのかどうか教えていただきたいと思います。

それと、先ほどの追加議案が、あ、それを言うたら悪いんか。まだ何も出てないけね、あ、ごめんなさい。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 開発公社の法人税で、そういった議論はなされてませんが、説明の中に執行部からの説明の中に公益法人制度改革への対応等を4項目ほど並べております。言いましょうか。皆さんに配っちよるのかな。（「いや、もろてない」と呼ぶ者あり）

うちの委員会で配付された制度改革への対応ということで、1番、社団法人及び公益、社団法人並びにというような形で、一般財団法人について最低税率を適用することとしたと、そういったことで、まず3つほどあるんですけど、そのことについても資料配付をいただきまして、うちの委員会としてはこの内容で承認したということでありまして。

以上です。（「別に議論はしてないね」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） この改正の理由が、後期高齢者という文言が出てきておるわけですけども、この後期高齢者という言葉に対して非常に抵抗感を皆さん持っておるんですね。

そうしたことを受けて、その委員会の中でこの後期高齢者という文言について不適切じゃないかというような意見は出なかったのかどうか、お伺いします。（発言する者あり）承認2号やろ。

（「1号ですよ」と呼ぶ者あり）あ、1号か、済みません。失礼しました。取り消します。（笑声）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 所得税の方では免除している公益法人に対して、住民税を一律に課するなんちゅうのは私はやってならん行為だというふうに思います。

そして、それがやってならん行為はわかってるから5年間の猶予ちゅうのを附則で決めてるだけであって、そういう先ほど、後でも出てくる手数料の改正と同じですよ。何もかもとり上げて自分たちはいい思いをしようなんちゅう発想が私は気に食わんということで、これについては断固反対であります。

○議長（三重野精二君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は13時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） この条例の中に、非常に今差別用語として使われておる後期高齢者という言葉が非常に出るんですけども、その辺の抵抗がなかったのか、その委員会の中でそういう話は出なかったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

長寿医療制度という形の文言が出てきて、それについて検討といいますか、話題として「そうだよな」という話は委員会の中で行いました。

それが、請願の方の文言の中に後期高齢者と長寿医療制度と併記しておりまして、どっちを括弧にするんだらうというふうな形の話題といいますか、言葉のやりとりになってあらわれてはいますけれども、正式にこの文言についての今おっしゃった差別になるのかならないかというふうな議論の深まりは委員会の中ではございませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員会の中で唯一の反対だったんで、理由は負担能力のある人、ま、国保でいえば、その人には最高限度額というのは本当ありがたいちゅうか、自分が払わんで済む額なんですけども、負担能力のない人にさえ、最高限度額というのを引き上げるっていうのは大変なんです、ちょっとした金額で課税されると。

例えば、今私が収納課の人と御相談しているのは課税所得がたった50万円しかないのに、課税が10万円近くされるということについて今議論してます。一家3人を50万円で暮らすなんちゅうことはできないにもかかわらず、国保税が7万円なにがしとられるという今の制度そのものの欠陥なんです。

だから、そういう点でいえば課税限度額を引き上げるというのはとてもじゃないけど、わずかの課税所得でその金額に到達してしまうという欠陥であります。もちろん、さきに言った負担能力のある人に対しては、それはもう優遇する制度でこんなのはけしからんと私は思うんだけど、負担能力のない人にもかかわらず、この課税限度額というのは低い所得の人でもこの限度額いっぱいまでなってしまうという、その辺をやっぱり問題だというふうになるんで、今回みたいに56万円を59万円に引き上げるということについては、47万円と12万円なんですけどね。そういうことについては断固反対をいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立21名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第12、議案第39号由布市景観条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、建設水道常任委員長に数点お伺いしたいと思います。

まず、報告の中で②がどのような意味であるのか、ちょっと理解できませんでしたので、もう1度お答えをください。

それと、以前、議案の質疑のときにも出させていただいたんですけども、策定に至るまでのプロセス、過程において手順がちょっとわかりづらいということで、1つはこの条例の中の第3章、近隣関係者の理解ということで法第16条第1項及び第2項の規定により届け出を行う者はっていう、この近隣関係者というのは、策定区域内の近隣関係者のことを指してるんですね。この間もお話しましたように、例えばこの道から向い側の方、その境界の近隣関係っていうことについてはどのような形で理解を得たのかっていうふうな御質問をしたんですね。

といったときに、執行部側からは、いやこの法によってというふうなことを説明したんですけども、これは全くの間違いであると私は理解してますので、その辺、その周辺ですね、周辺の区域内と区域外の境界のあたりのことをどのように今回手順に、その辺の理解をどのように得られて区域を設定されたのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） まず、1点目の②についてお答えいたしますが、これについては既に全協等で佐藤郁夫議員も前回言われてましたように、このことだけでなく、ほか

の各種委員会等についてもこのことは議員の何名の方から出されてますように、ここが一番最後のページの4項ですかね、第7章の4項に「審議会の委員は10名以内で組織し」の中に(2)に市議会議員というのが上がってます。

これについて、議員が入るのはどうかなということを検討してくれということのお願いをいたしております。でき得れば、ほかの各種委員会、組織もそうですけど、そういうことを検討なされたらどうかと。ま、この辺は私ども委員会の問題だけでなく、これから行革の特別の中でもまたできたら審議できればお願いしたいと思います。

以上です。

それから、さっき言われた2条の(6)につきましては、委員会のときでもこの話がちょっと出まして、岳本地区との問題もあるし、一部岳本がこの中に入っていると。私はちょっと湯布院のことわからなかったんですけど、今回の境界の中に、近隣の中に取り込んじゃるんですね。そんな中で、その了解を求めたのかと、話に行ったのかって言うたら、まあ、景観室の方は、その話は行ってないということで、その話をしてくれということで、翌日に何か行かれて一応話をしてきましたという報告をいただきました。

そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(三重野精二君) 2番、高橋義孝君。

○議員(2番 高橋 義孝君) はい、理解をいたしました。

そういうふうにならぬように今度から新たに計画するところについては、この第2章の景観計画の策定というところで法第9条の規定によるほか、由布市景観審議会の意見を聞かなければならない。定めるときには、こういう手順が必要ですよっていうことを言ってるんですね。

その法第9条は、先ほど質疑のとき私担当課長にお聞きしたら、公聴会っていうのは今回は住民から発案されたものだから必要ないっていうふうに考えてるっていうふうな御答弁だったんですけども、そうではなくて、やはり近隣、ここからここは景観区域内ですよ、ここからここは違いますよっていうことをお互いが相互理解するためにもやはりこういった手順にちゃんと上位法があるんですから、こういったことは住民から発案されようが行政が策定しようが、私はこの法を守って今後も行われるべきであると思いますので、今回ちょっとそこは手抜きといいますか、されているようでそういった近隣の区域同士で意見の相違があったということですので、今後やられるときはやはりその辺を委員会としても十分指摘をして行っていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長(三重野精二君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第40号由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第41号由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

第6条では、市長にその関係書類を回付しなければならないというふうになってんですけども、これが市長はその後どこかに報告するのでしょうか。

実は、国がこれまでは財政再建基準を1つの目安で決めるかの、こういう4つの指標で今後判断するというふうになってます。当然、国にそういうことをきちっと報告をするようになってると思うんです。

それが事実上、国の地方自治体に対する支配に通じるということで、後から気がついたんですけどね、そういうことを危惧する面が多々あったということなんですけども、総務委員会でその辺の財政再建との関係で地方自治体に国が関与することについてどうだという議論がされたのかどうか、そのことだけをお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 市長に回付しなければならない。その後ということでありま  
すけど、委員会としては審議の中ではその話は出ませんでしたけども、補足資料の中で報告して、  
知事にして、それから知事から総務大臣等に行くということになっているようであります。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 各自治体には、りっぱな市長を初め議員もいてチェック機能も果  
たされているんで、そこ辺はもう国に要らん世話焼くなと言いたいですけども、事実上そうい  
う制度のもとにつくられた仕組みのようです。

そういうことについては、やっぱり断固反対するということで討論といたします。反対討論で  
す。

○議長（三重野精二君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長  
報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第42号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし  
て質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長報告に盛り込んでいただきましたけれども、これを機会に、  
すべて有料化しようと、それもその750円や1,400円なんちゅうのはとんでもない数字で  
すから、そういう点でいえば学術研究でどれほどの資料が要るかわからない人に対してそういう  
財政負担をさせるちゅうのは言語道断です。もうこういうのは認められません。反対討論といた  
します。

○議長（三重野精二君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第43号由布市農政対策審議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 質疑のときに言ったんですけども、委員が2人が妥当かどうか、いわゆる挾間、庄内、湯布院と旧町があるわけです。

確かに、農協はさわやかと湯布院町農協だったと思うんですけども、そういう点で委員を3人にすべきじゃないかという議論は委員会の中では出なかったんでしょうか。

それとも、ほかに理由があって、そういうことは話題になりようがなかったということなのか教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 観光経済常任委員長。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） お答えをいたします。

この条例に定めた内容で検討いたしました。1人ふやすとか、そういうような意見はありませんでした。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第44号由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第45号由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第46号由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第47号由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第48号由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第49号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第50号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねします。

過疎自立支援促進計画の添付資料、参考資料とも差しかえていただいたんであります。しかし、この一般会計補正予算については、給与明細書を前回昇級短縮期間のところを昇級表に改めてつけるという約束をしとったんですけども、その点をどういうふうにしたのか。もう質疑で聞いたんだから、もうこれは放ったちよけというふうに委員会で言ったのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

建設水道委員長にお尋ねいたします。

さきの継続費の繰越計算書で吉村議員が指摘した内容について、当事者である建設水道常任委員会が工事の報告を5,000万円以上じゃないから受けなかったのか、それともその以下についても関心を寄せてそういうことをきちっと委員会で議論してるのかどうか、そこら辺について、常任委員会として今回やったかどうかはともかくとして、この前の委員会でそういう工事の入札結果等に関心を持っておられたのかどうか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） お答えします。

総務委員会ではその議論はありませんでしたけど、本会議で答えはなかったんですかね。たしか答えたような気がしますけど。

以上です。

○議長（三重野精二君） 建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 大変、西郡議員に申し訳ありませんが、今回の常任委員会ではその件については何もお話をしておりません。

また、私個人も先ほど造成工事の4社の入札とか、そういうのも初めて知ったぐらいで、その辺も全然まだ話しておりません。これから、今設計業者が決まったということは聞いておりま

すが、それも何社あってどうしたんかもまだ聞いてませんし、契約管理と、今後また8月の議会でもその辺聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） あとの健康温泉館の方の添付書類でも同様なことが言えるんですけどね、それはやっぱりきちっと総務委員会でそういう添付書類についてやっぱり悪いなら悪いできちっと差しかえらせるということをやってほしいと思います。

次回から次回からと言いますと、なかなか次回が次々会、そのまだ先になるような傾向がありますので、気がついたらその場で直すというふうにしてほしいんですけども、それをお願いすることにして、建設水道委員長にやっぱりもう少し、私非常に危惧してるんですけども、委員長自身も設計業者です。そういう点でいえば、住民の監視というのは非常に厳しいんで、みずから衿を正してそういうことをきちっと議論して指摘をするということをしなければ職員の倫理なんか問えないんですよ。まさに、議員あるいは特別職の倫理に関する問題なんですよ、これは。

世間で常識で通っていることが裏切られて、そういうことをやると。倫理条例をつくらなければそういうふうにしなないのかというんですよ。そこへまで踏み込んだ議論をきちっとしてほしいと。それは総務委員会も同じです。契約に関することはそれはそうかもしれませんが、倫理条例となれば当然総務委員会もしくは議運かな、そういうことを皆さんが関心を持ってやらなきゃならんことなんで、いま一度どういうふうに関心を持たれるのかどうか、建設委員長に改めて、やってませんでしたじゃ私済まないんでね。どういうふうにするつもりなのか、そこ辺も含めてお答えいただきたい。

○議長（三重野精二君） 建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 8月の議会で契約管理課の課長、ま、部長、きょう出席しておられますけども、造成既に入っておるということで、設計業者の件と、これからの入札業者の件、またその他、金額の件も含めて調査をしたいと思います。

よろしく願いいたします。（「皆さん、共犯者やな」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 建設常任委員長にお尋ねをいたします。

下水道の増額についてですけども、公共事業の今後の方向を示す資料作成のためということで予算通過を認めたわけなんですけども、これは挾間地区の公共下水道事業にかかわることであるわけですが、この事業に関しては市長も冒頭、これはもう中止をするということで県の方に答えをしたと。そしてまた、地元の方が要望に来られたときにも、これは無理なんだからちょっとやめますよということでもう御理解をいただいたという報告があったかと思います。

それにもまして、まだ再調査をつくるということに対して、市長の言われたこととこの予算計上したことの整合性についての話はなかったのか、その点をお伺いいたします。

○議長（三重野精二君） 建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 吉村議員御承知のとおり、前回、建設常任委員会に、同じ私と同席しておられましたときに110万円の予算を組みまして現在の資料ができております。

当時、私個人も思いますのに、全体計画の中の資料をつくれればそれでもうそのとき終わってたのかなあということも話をしましたけども、それはそれで1回ずつやらの悪いんだという行政の部課長の言い方で、私どももよくわかりませんので、ああ、そうかということで前回110万円でこの資料ができました。

この後に、今度は全体計画、要するに120数億円の全体計画を再度見直すという中での資料作成ということで、それにそれだけじゃなくて、これに報告に入ってませんけども、市長が言われてました他の方法を考えるということも含めた中の金額ということを知っておりますのでよろしくお伺いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 唯一少数意見で、反対をした内容について細かく言います。

いわゆる同和対策費です。きのうもあっこを通ってみました。だれもいませんでした。どこに行ってるかも書いてませんでした。ドアを開けてないと、男女を一人ずつだからちゅうことで開けてるみたいですが、だれもないのに、行き先も書いてないで開いてて、本当にいるときは何もしてないということですね、もう私耐えられないんですよ、あそこを通るのが。

そういう点でいえば、仕事もないのに臨時職員をわざわざ入れるということ自体、異常ですよ。そして、既に入ってるから、これも問題なんですけどね。予算が通る前に職員を既に臨時職員を置いて、ほいて、後で予算を認めてもらう。こんなあっちゃあられん話を平気でやるんですからね。

ましてや、さきに組んでた臨時職員というのは湯布院の公民館に常時おってもらって、そして川上集会所で何かあるときは援助してもらおうという、そういう配置なんですね。だから、今度新たにまた湯布院の公民館にも臨時職員を配置するみたいなんですけども、そこ辺の整合性ちゅうんか、そこまで不必要、湯布院の公民館はもちろん必要ですよ。だから、そういうのをいい加減な考え方で配置するちゅうのは私残念で仕方がないんです。

そういうことについては、もっと議員自身がこれは行財政改革特別委員会の仕事なんですけど

ね。行財政改革といいながら、行財政改革のことは全く相談もしてないと。保育所あるいは小松寮、そして今度、一般質問でも上がった寿楽苑、そんなのについて本当に行財政改革が妥当なのかどうかちゅう検討は一切してない。そして、紹介議員に平気でなると。本当あっちゃあられん話が何回もあるんですけども、そういうことも含めてきちっと議論してほしいという願いもあります。

最後に言わせてもらえば、行財政改革で指摘するのは、来年選挙がありますけれども、そのときにここにおる三役——あ、みんなほかの人は首にならんのかな、市長だけなんですけども——ほかの人もね、退職する際には特別退職金なんです。一般の人は年数で月報酬を掛けますけども、その人たちは務めた月に月報酬を掛けるという特別報酬でね、いわゆる天下りの高額報酬で批判された部分なんです。だから、多くの自治体でこれを改めようというふうになってます。

そして、それを公約にして、市長になった途端にそれを条例をつくるという人もいますけれども、後藤國利さんみたいな人なんですけどね。しかし、そういう部分には全く行財政改革は触れない。

そういうことも含めて、今回暴露されました——暴露ちゅうんか、露見しました入札の不明瞭な、議員がオーナーしてる企業、親族企業に仕事をやるなんちゅう、そんな倫理上でもその職員の倫理をとやかく言うどころか、市長、これはもう責任者は副市長、入札委員長ですかね、しかし草案を出したのは多分市長じゃないかと思うんやけど、そういう点でいえば、その入札委員会を構成する幹部職員のモラルちゅうんですかね、それが問われると思うんですよ。職員に対して、倫理倫理言う資格あるのかというふうに言いたいです。

はなはだ今回の不祥事を反映して、いろいろ問われる補正予算の審議だったと思います。しかし、そこ辺に踏み込むことなく済ましてしまったことに非常に残念に思います。そういう意味も含めて、この補正予算には反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第52号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第53号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番。この予算の組み替えということなんですけども、この事業自体が東長宝農業集落排水施設の不明水の調査ということなんです。

この施設が非常にパンク寸前だということで、そしてまた、予想を上回る水が入ってくるということで調査をするということで予算化をされたんですけども、この予算の組み替え云々をするばっかしで、実際の調査はまだしてないということなんではないでしょうか。その点、確認したんですか。

○議長（三重野精二君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ええ、確認はいたしました。

ただ、具体的詳細にわたる調査は管の中にカメラを入れて、人間がもぐれませんので、管を入れて進ませてどのあたりで不明な水が流入しているのかということ調査をしなければなりません。

ただし、上における、地表における雨水の流入があつたりするのであれば、それはもう柵をはぐって、雨のときに調べれば量がふえていけばそこで判別ができるということで、これからの管の中にカメラをくぐらせて発見する、そのプロセスの中で多分このゾーンでということであらうという説明は受けました。

○議員（20番 吉村 幸治君） まだ調査してないちゅうことですね。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 本質のところには、まだ入っておりません。

今から、もう今からというか、今週から入っていると思います。

○議員（20番 吉村 幸治君） まだ予算がついちよらんやない。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） いえいえ、その準備です、準備です、もちろん。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、13時50分とします。

午後1時40分休憩

.....  
午後1時57分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

---

追加日程第1議案第1号

追加日程第2議案第55号

追加日程第3発議第6号

追加日程第4閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま、総務常任委員会の委員長から議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についてに係る委員会審査報告書、市長から議案1件、議員発議として発議第6号及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

については、この提出案件4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、以上の4件は追加日程第1から第4として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についてを議題とします。

それでは、議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 委員会の審査報告をいたします。

平成20年度第1回由布市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託の継続審議といたしました議案第1号を次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第1号由布市住民自治基本条例案ではありますが、審査の結果、原案可決と決定いたしました。

その経過及び理由であります。さきの定例会終了後、多くの方から貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。

いただいた御意見をもとに、委員会としても条文の解釈等について担当課から詳しい説明を求め審議しました。

審議経過であります。3月定例会以降4月28日に庄内庁舎3階で、本定例会では6月13日と16日、18日に委員会を開催いたしました。まず、当委員会の中でも、日本国憲法や地方自治法など上位法がある中で、その必要性や市民の定義の中で質疑がありました。御意見の中にも、ここにあって上位法がありながら市民の権利、責務を条例にて明記する必要性はという質問がありました。担当課の回答は、この条例案は市政理念である「融和・協働・発展」の実現のために住民自治意識の向上による市民参画、協働を進めるために条例制定が必要であるから、市長により制定検討委員会に諮問し市民意見を反映した条例案として提案したものです。地方分権の進む中で、自治体の決定すべき事項が増大し、公平・公正な市政を執行するために市民の意見をさらに反映するシステムが必要となっています。

本条例案第6条（市民、事業者の権利）、第7条市民、事業者の役割と責務は由布市のまちづくりの立場から市民について明確にするために設けました。市民皆さんが自身の持つ権利、役割、責務を自覚していただくことが住民自治の実現の基本となります。なお、納税の義務については、まちづくりへの参画において最も基本となる責務としてあえて掲げました。第22条、23条等の市民の権利や役割、責務を具体化する制度は、地方自治法で規定される条例等の議決権、行政の監視機能等、議会の権限を侵害するものではありませんという回答でありました。

市民の定義や納税している人としてない人の区別をするべきとの意見について、担当課は、地方自治法において住民は区域内に住所を有する人とされています。しかし、市に関係する幅広い人や団体とも協力することで、一層効果的なまちづくりを進めることができるという考え方で、市民には自立的に活動し主体的に行動する人という意味をあわせ持つものです。

納税については、住民以外でも由布市に固定資産税等の納税義務を有している場合があります、一律に区別できません。住所を有する住民に限定することが必要な事項は個別条例等により制限することができます。

第3章、第7条、4項の応分の負担については、「応分の負担は、さまざまな形で市民が地域の活動を支える役割を有することを示すものです。区費等金銭的な負担に限らず、労力や知識、経験を地域に生かすことなど、それぞれができる形で地域活動を支えることができます。市内では、自治会へ参加しない人が多い地域や小規模集落で活動維持が将来的に困難になることが予想される地域があります。地域の人々が、自分たちの地域を支えていく意識を持っていただくことが必要です」という回答でありました。

そのほかにも御意見がありました。内容的には策定委員会等で十分議論がなされてきており、当委員会の中でも数多く議論を重ねてまいりました。それぞれに条文の解釈や文言の定義あるいは言い回しについて、多くの意見や見解が分かれるところですが、当委員会としては策定委員会等で重ねてこられた議論と検討による見解を尊重することを前提に条例を解釈すべきであると考えました。

終わりに、高度成長期において急激に変化する社会情勢のもと、さまざまな住民要求に対して行政はその対応を行ってきました。行政に任せておけばよい、困れば行政にやってもらい、こういった風潮が蔓延し、人々が地域の課題をともに考え、ともに解決していく力を低下させていったのではないのでしょうか。

このような状況の中、公共的サービスの供給が行政だけでなく、ボランティアやNPOなど多彩な市民活動団体の形成により担われてくるようになりました。2004年4月の地方分権一括法の施行により、自己決定、自己責任のもと、地方自治体の決定領域は格段に拡大しました。このことは、行政改革、構造改革といった大きな潮流の中で、公正の確保、透明性の向上、そして説明責任を果たすべきことがより明確に求められていると言えます。

こうした背景の中、国と地方の関係、行政と住民の協働、そして代議員性と直接民主制の相互補完など新しい自治の仕組みづくりに向け、その基本理念を明確に示すことが今まさに求められている時期だとの理由で、当委員会としては全員一致、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました審査と審議結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、審議に入ります。それでは、議案第1号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。まず、総務委員長にお聞きいたしたいのは、1点目——幾つかありますのでまず1点目、答申書のかがみの部分に書かれております委員会からの文面でいきますと、「策定の過程において市民の理解を深めるよう取り組んできたが、市民みずからが主役となって実現に努める条例として認知されるには不十分であったと考えています」というふうに、不十分さをみずから策定委員会は認められ、そして一層の周知を図り、不十分さを克服するようにと求めておりますけれども、その過程、審議の中で、そのような策定委員会の御意志をどのように理解されたのか、そしてどう今回の審議に反映されたのかを1点お伺いします。

次いで2つ目、2点目、条例の修正案ということで私提出をしておりましたけれども、その修正案についての審査の内容をお聞かせください。

3点目、市民を広い範疇でとらえているということですが、それを委員会においては定義を、住民は区域内に住所を有する人だけでも市に関係する幅広い人や団体とともに協力することで一層効果的なまちづくりを進めるという考え方で市民は自立的に活動し主体的に行動するという意味をあわせ持つというふうに説明されておられますけれども、ここは委員会の御意見なのか、それとも担当課の御意見なのかはつきりしておりませんのでちょっとお聞かせ願いたい。

そして、その内容について委員会ではどのように解釈されたのかということですね。

4点目、3条の他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大尊重しなければならないというふうに最上位の条例と位置づけておりますけれども、この条例が制定されますと、すべての条例に対する上位条例のような位置づけになりますけれども、その位置づけで構わないのか。整合性があるのか、他の条例が下位になるというふうな不安を私ちょっと感じるんですけれども、そういうことは議論なされたのかどうか。

最後に、25条におきまして、市長が市政に係る重要事項について直接市民の意思を確認するため住民投票を実施することができるというように定めてますけれども、住民投票条例をもし設置するのであれば、この間に、「議会の同意を得て」という文言が入ってこそ成立するものだと思うんですけれども、その旨が取り入れられないままにこの条例が出ていますけれども、その部分はきちんと議論されたのか。これは端的に言いますと、議会制民主主義のもとで住民条例を使った市長の市民への直接の問いかけというのは、本来、議会を否定して議会の頭越えに執行することが前提になっておりますので、我々議会が要らないということにもなりかねない。

議会の存在を全く無視することにもなりかねないという危惧があります。その点が議論されたのかどうか。

この5つについてお伺いいたします。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） ちょっと順番どおりにお答えはできないかと思えますけど、答えやすい分からさきに答えたいと思います。

まず、溝口委員から修正案が出ました。それも検討いたしました。原案と溝口議員の修正、こうしたらいいじゃないかという提案に対しても、表をつくってその分で検討してまいりました。そのことによって、やはりうちの委員会としてはもうこのまま原案どおりで行くということであり、その中身について、一つ一つ説明をしていくと大変長くなりますので、そういう——いいですか。じゃあ、一つ例を挙げますと、市民とはの定義の中に原案では「市内に住所を有する人または市内で働き学び及び活動する人もしくは団体をいう」ということに対して、修正案としては「市内に生活の基盤を置き住所を有する人で納税の義務を果たしている人をいう」ということになってますけど、これを修正案をそのままいきますと、結局、逆の意味で納税をしてない人は市民に入らないのかというような御意見でありまして、原案のとおりやるというようなことにもなりました。

あと、どの辺で、ま、あとでまたわかればしますが、次に、ちょっと待ってくださいね。あと、「3条が」と呼ぶ者あり）最大限というやつですかね。最高規範性ということですね。この条例は最大限尊重すると書いてあるけども、他の条例を拘束しということになるという恐れがあるのではということであると思います。回答、それも担当課に聞いたんですけど、この条例はあくまでも理念条例であり、由布市の自治をどのように考えるべきかという考え方を規定しているものであると。したがって、この条例によって他の条例を拘束したり、行政執行の手続き等の妨げになるようなことは規定されていないという回答でありました。

次は、住民投票についてですね。住民投票についてですけど、市長は住民投票を実施できるということを言っているだけであり、このことは地方自治法にも認められているので、住民投票をするかしないかということに関しては最後には議会の議決を必要としておりますので、その点には問題はないと判断しました。

市民に周知徹底を図ったのかということでもありますけども、これまでも各地域ごとに、「それは聞いてないですよ、周知徹底は」と呼ぶ者あり）市民に、あ、「それは用意した」と呼ぶ者あり）策定委員会の意見の中で（「不十分であると」と呼ぶ者あり）あ、不十分であると。（「不十分さを十分に議論したのですか」と呼ぶ者あり）不十分さを十分と、「どこを不十分だったのか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）策定委員会から出た意見の中で不十分であ

るということであるということですか。（「また、再質問で答えりゃいいわけだ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。わかることから。（「市民の定義」と呼ぶ者あり）市民の定義は今出てきたな。

じゃあ、周知、不十分さをというの、それじゃあ、あとで担当課に答えていただきます。いやいや、休憩をとってやりたいと思います。

あとは何ですかね。そのくらいですかね。済みません。そのあとには、パブリックコメント等を答申後に行っているという執行部の報告を受けております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 3回しかないの、これはもうちょっと聞けなくなるでしょうけれども、今の件に関しまして、私が聞いているのは委員会で議論したのかとか、そして委員会での判断はどうかという次元のことでありまして、担当課がこういうふうに言ってますというふうなことは聞いておりません。

そういう回答をいただければ、これはもう私と担当課との話になりますから、委員会という主体性を持った判断をするべき議決機関が、担当課が言ってしまったというふうな御理解しかできないのであれば、これは委員会ではなくて、本会議全体でかけるようなレベルに引き上げることの方が審議が十分に尽くされるんじゃないかと思っておりますけれども、委員長、どうお考えですか。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 担当課に聞かなければ、うちはこれに対してはうちに付託されたことであって、うちの疑問点、そして皆様からいただいた意見等を担当課に聞いて、その明確な答えを受けなければならないと思いますし、うちの委員会としての報告の中の最後に書いてありますように、終わりにという形でこの必要性を報告していますので、うちの委員会がただ担当課の報告を受けただけのという論議にはならないと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 3回目ですから、もう最後になりますけれども、まず、1点、今委員長のおっしゃった十分にその解釈で十分こと足りるのだというふうなお話ですけれども、話を返しますけれども、実際にこういう条例を制定している自治体などにおける問題点などを調査研究して、この住民自治基本条例というものが最善最良な形で制定されることを目標に据えるならば、もっと突っ込んだ、そして詳細にわたる議論の場を設けるべきだと私は思っております。

ですから、この緊急性のない条例でございますので、そのあたりの議論を委員会でしていただいたのかどうかを確認するとともに、委員会の中での内容にもっと広げた議論をしようという話

が出たかどうか。これを最後にちょっと聞かせてください。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（新井 一徳君） お答えします。

うちの委員会としては、この条例案に対しては、もうはっきり言って全会一致で可決という方向であります。

議論の場が少ないという判断は、私はその辺ではわからないと思いますが、策定委員会でも数多くの議論を重ねてきましたし、パブリックコメントや住民説明会等を重ねてきて、その結果の中で私たちは審議をしてきたわけでありまして、最大限尊重して、委員会の中で慎重審議をして議論を重ねてこういう結果になりましたので、その点だけお伝えしています。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。じゃあ、3月の質疑をした内容について、どのような委員会審査になられたのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

まず1つは、条例の22条、23条のときに、市はまちづくりに関する重要な条例の制定または改廃並びに計画の策定変更及び実施に当たってはという、これは何を指しますかということで、具体的に何かあれば教えてくださいということは言ったんですけど、これは委員会の中で多分どの計画ですよ、どの条例ですよっていうのは多分審議されたと思います。そこをどれが当たるのか教えてください。

23条についても、例えばまちづくりに関する重要な条例の制定または改廃並びに計画の策定及び変更に当たってはというふうなパブリックコメントがありますので、これは具体的には何を指すのか。例えば、現在市長が庁舎問題について検討、諮問機関をつくってますけども、そういったのも、諮問機関を市長がつくるんじゃないくて、具体的にはこれが制定されたあかつきには市民の間でそういったことを決めていくんだっていうふうに思ってるのかどうか。具体的事例としてその辺をちょっとはっきりとさせていただきたいというふうに思います。

それと、けさほど議案の訂正について私は異議がございませんでしたので、その分は認めましたけども、内容が4月1日から公布の日から施行というふうなことなんですけども、先ほど同僚議員からも出ました答申ですね、委員会の中の、市民に対してさらに趣旨、内容の周知を図り、意識を高めるとともに市職員においても云々というくだりのところがあるんですが、これどうせ委員会の中で多分話されたと先ほど思うんですけども、普通であれば、公布の日から政令で定める日を指定し施行するっていうふうにしとけば、例えばあと半年後に施行されますよっていうことであれば、その半年間の中で市民に十分周知ができると思うんですけども、そういった議論が委員会の中でなされなかったのか。その点について、教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） さきにそれじゃあ、その施行月日の変更でありますけども、うちの委員会としても原案可決という方向をしたときに、これを施行日をどうするのかという話になって、これが4月1日という形になっていたので、これじゃあさかのぼってやることができないのではないかというような議論もありました。

その中で、公布の日からというやっぱ過ちがあったということで、先ほど市長が提案をし直したというふうに理解しております。

あと、22条、23条については、これ内容になると、それこそ策定委員会等を、そして議論も重ねてきた中でこういう条例になってきてますんで、その中身まで踏み込めないというところがあります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ちょっと、私の疑問点に全く的を得てない委員長の答弁であったので、ちょっとがっかりはしてるんですけど、はっきりしてないからこそ、どうにでも解釈がとれるからこそ、そこはやはり市民に私たちは説明をしなきゃいけないわけなんですよ。

これを、この条例が可決されればどういった条例にも影響が入ってきますよ、重要になってことはこういうことなんですよっていうことを私は説明する責任があるんですね。だから、それを、それが可決の後についていうふうなことを言われましても、可決した段階で、そこはやはりはっきりしないと私としても非常に迷惑だというふうなことなんです。

先ほどの公布の期日なんかも全くそのとおりなんですけども、さかのぼって条例可決することができないからという理由ではなくて、周知をする期間、いとまをやっぱり設けた方がいいんじゃないかという、やっぱり原点に私は返って議論をしてほしかったと思うんですよね。

そうであるならば、公布の日より政令で定める日から施行するというふうにすれば何の問題もないわけなんです。そうすれば、市民に周知する時間も設けられると思うんです。だから、もともと可決ありきで、そういうことはないかもしれませんが、議論されたんではないかなあという、そこはちょっと残念に感じてます。

1つ、ちょっと教えてほしいんですけど、市民の定義ですね。例えば外国人に対しても参政権あたり住民投票などもうたわれてますけど、外国人の取り扱いについてはどのように考えてるのかっていうことをただしたいと思うんです。日本国憲法は、主権の在する国民というふうにいわれてるんですね。だから、この市民ということであれば、本当に外国人もじゃあ入るんですかっていうことを市民に聞かれた場合、この条例でいくといかようにも解釈できますので、入るんですねえっていうふうにしかりやうがないと思うんです。

そこはどのように御議論されたのか、ちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（新井 一徳君） まず、施行日ですけども、公布の日をいつするかという議論もありました。

だから、その分で変更ちゅうか、かえていく必要があるのではないかということでこういうことになりました。

ですから、さかのぼってということではかならないということではありません。決して、公布の日からということを上げた方がいいんじゃないかという委員会の意見もありまして執行部も理解してもらえたと思っております。

あと、市民の定義ですけど、もう、我々としては今先ほど説明した以上にはちょっと私もお答えはできません。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そういった意味でも、これは私は委員長にこういうふうに詰め寄るのは私も本意ではありません。

ですからこそ、やはり私は市長がなぜこういった条例を市議会に提案したのかっていうことを、やはり特別委員会なり全員協議会なりに私は知りたかったんです。そのために私は委員長から意見を求められたときに、慎重なる審議を皆さんでしまししょうと。よりよい、いい条例をつくりましょうよということ提案しましたけども、それに対する御回答もないまま、きょうを迎えたということで非常に私は残念に思っています。

もう答えは要りません。以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。9番、渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 下から14行目なんですけども、ちょっと——え、何ページ、次のページです、はい、裏面の2ページの下から14番目です。14行目に住所を有する住民に限定することが必要な事項は個別条例等により制限することができますというふうに書いてあるんですけども、この辺をちょっと具体的なことをちょっとお聞きしたいんですが、例えばどういう場合のときのことを言われてるのか。

それとか、まだそれはまだ条例はできてないわけです、この文言ですと。できてないわけですから、必要な事項は個別条例等により制限することができるというんですけど、その必要な事項ごとに条例をつくるのか。何か、私ここのところよくわからないんですけど、この意味をわかりやすく説明してください。（発言する者あり）委員長報告の中に（「委員長報告のどういうところ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 文言が悪いのかどうかわかりませんが、そういう私たちが

回答で納得をしてくれておりますので、もしもどうしてもわからなければ担当課から答えてもらいたいと思います。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 済みません。私が言いたいのは、この個別条例等を必要なときはつくるとなってるんですけども、先ほどいろんな意見が出されているんですけども、できればこういうものを必要な事項のたびにつくるとかじゃなくて、最初から納得できるような、こういう心配がないような条例に、の条文にさせていただくと、私はそこだけはちょっと気になったので、ちょっと委員長の意見を、この前、質問状じゃないんですけど出したんですけども、だから皆さんがその都度心配するようじゃなくて、納得できるようなやっぱり文言にさせていただければ別に当たり前のことでありますし、これはもう本当に今まで私たちが庄内、挾間、湯布院と50年にわたってその町の町づくりをしてきたので、それぞれ言いたいこともわかりますし、これからの新市に向けての条例をつくらなきゃいけないちゅうのもよくわかるんですけども、そういう点でちょっと心配なくていいような文言といいますか、になるといいなと私は希望していたので質問をしました。（「答弁は要りませんか」と呼ぶ者あり）答弁はいい。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） そういった、先ほど委員長報告の中でも挙げたんですけど、個別にいろいろ見解——ちょっと済みません。いろいろ質疑あるんで——いろいろ御意見等がありますけど、条文の内容に一々細かく答えてたら大変なんですけど、もうその分では策定委員会の中でもかなりの議論を行って、皆さんに、市民にわかりやすい文言に私たちはしたという話を聞いてますんで、あとのところは……。そういうことです。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに。24番、後藤憲次君。

○議員（24番 後藤 憲次君） 24番、後藤です。私は、この条例に反対するわけではないんですけども、ずっと皆さんが心配されているのはこの条例に協力をしてくれるのはいいんですけどね。しかし、権利だけを主張されたときにどうなるのか。その範囲が由布市の住民じゃったらいいと思うんです。

しかし、事業者とか交流者とかが入っているんで、その辺のところはどうかなと私はその辺がひとつ心配になるところがあるんですね。本当の由布市の住民基本自治条例だから、なぜ事業者とか交流者を入れるのかなあ。その辺がちょっと不安でならないんです。

条例そのものはちゃんとつくってやっていくのは大変いいことだと思いますが、その辺、先ほどから意見も出ているようなんですけれども、その辺がはっきりしないようです。私のひとつ心配なところを申しただけです。これはまあ、普通、執行部の方から答弁いただきたいんですけども、

そういうわけにはいきませんので、一応私の意見としてしたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ございませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 一番心配する部分が、今皆さんから出たと思うんです。

これを十二分に審議された委員会に対して、審議が不十分であったというふうな意見ではないというふうに思うんですね。これからの由布市の中の由布市をどうしていくかというためには、やはりこういう条例は必要だということの思いは皆さん持っておると思うんですけども、やはりこの条例をいい方に解釈すればすばらしい条例として生きるかもしれないけれども、やっぱりこの条例があるということによって、やはりこの市政の混乱を招く事態が起こりはしないだろうかという心配もするわけです。

そしてまたもう1点ですね、これは委員長にお尋ねするんですけども、こういう条例の制定のあり方が執行部の方から提案されたという形で今回議案として上がってるんですけども、この条例制定の多くは、議員我々がみんなと住民の中に入り込んで膝を交えて、そして作り上げたというのがこの自治条例の今まで決められた多くのパターンではないかと思うんですけども、その決められたパターンについて異論はなかったのか、ひとつそれをお聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 先ほど後藤議員からも事業者等の権利が与えてどうなるか、交流者にも権利与えてどうなるかということに対しても、大体7条2の、逆に言うたら役割と責務と、逆にそういった分で権利も与えるけど義務・責務があるんだというような条項もあります。

今、吉村議員からの分はどこか、ちょっと待ってくださいね。いずれにしても、この条例が市政の理念である総合計画にもものってる融和・協働・発展という形の中で市長から提案されました。いずれにしても、全国にも議会から議員の方の両者があります。市長からの提案と、議員からの提案、両者がありますけども、全国的には多くが市長の提案となっておるということです。

以上。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） そういう事例がある中で、やはり性急にこの条例をつくってしまうということに対して、やはりちょっと私は疑義を感じるわけですけども、今度、我々の委員会で長野県の飯山市というところに行ってきます。この研修目的は、ちょっとちがうんですけども、我々にいただく市議会広報ですかね、あれの中に飯山市がこの条例をつくったのは議員発議によってつくったと。そのつくる過程において非常に市民の声を集約し、何回も議会主催の公聴会をやったという事例の報告が載っておりました。

まさに由布市の我々の議会が今回報告会を開きましたけども、次回は「この住民自治条例について皆さんどう思いますか」というふうな、ひとつ投げかけの中でやはり市民の反応を我々自体

が感じとって初めて条例化すべきじゃないかと思うんで、ちょっとその辺の委員会の結論がちょっと時期尚早だったんじゃないかと思うけども、委員長早く決めなければいけないような何かあるんですか。その辺ちょっとひとつ。

○議長（三重野精二君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（新井 一徳君） これまでパブリックコメントや自治委員さんや身障者会とかいろんな形の中で意見を集約もしてますし、地域に出向いて説明もしてきておりますし、逆にいうたら、かなり市民の意見を反映した条例案としてきているとうちの委員会としては判断しました。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） いや、それを議会がやってないからということは今申し上げたんです。（「議会がやってない」と呼ぶ者あり）いいです。いいです。（「委員会がやったんや」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）  
暫時休憩をいたします。

午後2時37分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、討論をさせていただきたいと思えます。

私は、議案第1号由布市住民自治基本条例に対し、反対の立場で討論いたします。

地方分権時代における自治体は、機関委任事務の廃止や国の権限移譲などにより自己責任・自己決定の原則のもと、自主的、自立的な行政運営を行っていかねばなりません。このため、市民の代表機関である議会、市長の責務は一層重くのしかかってきています。地方自治法の改正により、地方議会の活性化の観点から議員の議案提出要件、修正動議の発議要件が緩和されています。

こういった背景から、地方分権改革を推進する意味でも自治条例の取り組みをされたことに関しては賛意をあらわすところであります。

がしかし、納得しがたい条項のあることや、上程までの過程の中においてより多くの市民への

説明が不足し、合意形成ができていないこと等から賛成するわけにはまいりませんので、不本意ではありますが反対をせざるを得ないのであります。

で、先ほどもお話ししましたように、幾つか不備な点がある点を指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、前文となる部分ですね。「まちづくりは、私たち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し」というふうな文言がうたわれておりますが、私は以前も話しましたように、現在と未来を共有すると同時に私たちは今生きてるということは先人、それも何百年も続いた先人が築き上げてきた過程の中で私たちが今生かされてるということがありますので、この部分が非常に欠落をしているというところがまず、1点でございます。

それと、市民の位置づけにつきましては地方自治法第10条、住民は法律の定めるところによりその属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うというふうに定めております。

この意味からしても、市民の定義、先ほど外国人の定義もあいまいであるということから、この辺も不備であるというふうに考えております。

そして、条例の第22条、23条に当たりまして、町づくりに関する重要な条例の制定または改廃並びに計画の策定、変更及び実施に当たってという、これが何を指すのかっていうのがいまだに曖昧であるということが、ここも不備であるというふうに指摘をさせていただきたいというふうに思います。

そういったことを、いずれにいたしましても、本条例制定の背景には地方分権がキーワードであるとは考えられますけれども、地方分権の真のねらいは住民に一番身近な基礎的自治体、すなわち行政と改革であり、議員、議会の改革であるというふうに私は考えています。まず、それらの改革をするのがさきではないかというふうに考えています。

そのようなことがかわっていく中で、おのずと自分の暮らす地域やまちに対する住民の思いが高まり、住民自治の醸成が図られ、なりわいとしてきた当たり前のことを明文化していこうという気運の高まりの中で、条例への取り組みが行われることが望ましいと考えます。また、そのプロセスが地域自治の発展、さらには未来につながると思います。ですからやはりプロセスが非常に大事であるというふうなことであります。

したがって、このたびの条例化に関する件については、そのほかに細かい点さまざまありますけれども、以上の点から反対の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。14番、江藤明彦君。

○議員（14番 江藤 明彦君） 江藤です。賛成討論を行いたいと思っております。

私は、5点の観点から賛成をいたしたいと思います。

まず1点は、市長が諮問した策定委員によって1年半有余の議論を行ってきた経緯があること。

第2点目は、我々の同僚議員もその委員となっているほか、各界各層の市民や専門的な立場から大分県の職員など策定委員の議論は重いものがあると判断をいたしました。

3点目は、執行部の担当課より議会に対して、これまで数回にわたる条例の策定経過やポイントの説明を受けてきた経過があります。

4点目は、議会においても20年第1回定例会で提案され、審議されてきた経緯があります。

5点目ですが、融和・協働・発展の由布市のまちづくりの原点は、平成19年3月に議決されました由布市基本構想総合計画であります。これを進める観点から、市民はもとより多くの由布市のまちづくりの応援団の総意で、由布市のまちづくりに知恵を結集する必要があると思います。また、総合計画との整合性を早期に図るためにも、速やかな制定が必要と考えております。

以上の観点から、私はこの条例を制定して、3万7,000人の市民はもとより行政、議会が一体となったまちづくりが必要である観点から、本条例制定に賛成をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 反対の立場で討論させていただきます。

今、同僚議員が申された賛成の討論、全くそのとおりでございます。いい条例をつくってこそ、住民の自治が実現できることは当然でございます。私も、再三再四機会を得ながら、そのために不足している点を指摘してきたつもりでございます。

自治条例自体の制定に反対しているわけではございません。内容、そこに不足点と整合性がとれない部分があるから、それを指摘しながら修正意見を提出したりしてきている次第でございます。

しかし、それはとり入れられずに原案のまま、不足点、整合性がない部分も含んだままの採決となったことが非常に残念でございます。先ほどの質疑でも触れましたように、条例案の不足点を補い条例内容の再検討を求めて、4点ほどこの自治基本条例の制定についての反対討論を申し述べたいと思います。

第1点目に、この条例は自治の基本条例でありまして、最大限尊重されなければならない条例ということで、この条例案中にも書き込まれておりますように最高位の位置づけがなされております。他の条例を拘束する位置づけということになりますから、当然のことながらその他の条例を審査するすべての委員会にかかわる条例の制定ということになります。だからこそ、すべての委員会での審査が必要になります。具体的には、先ほどの反対意見の同僚議員も申し出ておりましたように、合同委員会とか特別委員会とか、各委員会の代表なり全員なりで討論、そして審査を続ける必要を認めます。しかし、その手続きは踏まれないままに、今ここに採決の場を迎えてし

まいりました。

第2点目に、第1条で主権者である由布市民が自治の担い手であるとしながら、第2条で由布市の外に住んでいて通勤・通学活動する人や団体まで、由布市民として定義しておくことです。市や市長、議会は、そういう人まで市税を負担する住民と同列において同等の責任と義務を負うこととなります。これは、行政執行の負担増とともに、当然のことながら財政負担も背負い込むこととなります。そんな余裕が由布市にあるとは私は考えておりません。

住民自治をうたう条例である限り、由布市に暮らし住む人々、税を負担する市民とそうでない人々はきちんと峻別する条文にすべきです。それを検討する議会でなければならぬと考えております。市民みんなに理解が得られるような条文にするべきです。

第3点目です。住民投票に関する条文でございます。25条になります。先ほど質疑でも申し上げましたように、市長は市政に係る重要事項について直接市民の意思を確認するため住民投票を実施することができると定めております。ここは重要なんですけれども、先ほど申し上げました「議会の同意を得て」が入るはずでありますし、入るべきであります。それは入っておりません。住民投票には議会の議決が必要がないということになりますと、我々議員に諮ることなく市長は直接民意を問うということになるわけです。いわば、議会は要らない条例になっております。要らない議会だということを私は認めるわけにはいきません。「議会の同意を得て」ということが入れば議会制民主主義は実現するというふうに考えて、この議案に賛成ができかねるところとなっております。

最後に4点目、もう先ほども質疑で行いましたように、根本的なことでございますけれども、この議案の策定委員会は答申に際して、「策定の過程において市民の理解を深めるよう取り組んできたが、市民みずからが主役となって実現に努める条例として認知されるには不十分であったと考えています」というふうに、みずからの気持ちを述べております。

ですから、より一層の周知を図り、不十分さを克服するように求めていると考えております。何ら緊急性を要する条例制定案件でもございませぬ。こういうふうに不十分さを上程前により一層周知徹底してくれということであれば、きちんとその旨を受けて、周知の徹底はどうしたら市民に十分できるのかを議会全員で考え、結果としてどこに出しても恥かしくない内容をうたった条例として上程すべきと考えます。策定委員会のこの言葉を真摯に受けとめて十分な内容を持った条例を用意すべきことを進言いたします。

ちなみに隣の太田市では、今まさに自治条例の策定に向けて、行政、市民、関係団体、有識者、そして議会の常任委員長すべてが入るといふような構成の検討委員会を立ち上げておりますが、2年から3年はかけるということで、これから徹底的な調査研究が行われるというふうに伺っております。

その先見事例としても、由布市がきちんとしたものをつくるべきですし、ま、大分市をそんなに意識することはないでしょうけれども、その大分市がどんなふうはこの由布市を分析するのか極めて気になるところです。

繰り返しますけれども、条例の制定には反対ではございません。加えて、このようにこの案件を一括報告を避けて、委員長の一括報告を避けて本会議で単独に取り扱うというふうになっているように、極めて重い案件だと思います。整合性のとれたしっかりした内容で、どこに出しても恥かしくないような内容の整った条例をつくることが重要ということを訴え、現段階での条例制定に対する反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。19番、小野二三人君。

○議員（19番 小野二三人君） 私は、付託されておりますところの総務常任委員会に属しておりますけれども、あえてここで賛成の立場から討論を行わせていただきたいと思います。

条例制定の必要性につきましては、先刻、総務常任委員長より審査報告がなされた、結びの部分で触れられてもおりますけれども、加えて申し上げますならば、もう御承知のように現行地方自治制度においては住民自治に係るシステムとして間接民主主義方式を原則としつつも、直接請求制度等を中心としての住民自治を保障する諸制度が設けられておりますし、地方自治の本質は住民自治と団体自治の結合にあるとされております。

したがって、住民自治を充実するためには住民自治に係る運営システムの改善が必要であろうか思います。すなわち、私たちの身の回りの地域社会を見直し、住民自治のあり方についても今一度見直すことが必要であろうかと思えます。

なかんずく、由布市という基礎的な地方公共団体としてしっかりした哲学を持つことが、個性的なまちづくりを行うための、また本条例にいう誇りのある自治のまちが実現でき、あわせて次世代にこの由布市という恵まれた大地を継承できるものと確信をいたしております。

こうした観点から、本条例の制定は私は時期を得たものであり、何にもまして行政に広い範囲で市民の参与の機会が認められた条例であるという認識のもとで、私は賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立11名〕

○議長（三重野精二君） 着席ください。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

次に、追加日程第2、議案第55号及び追加日程第3、発議第6号を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号について、市長。

○市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました議案第55号由布市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

税条例の改正につきましては、本年4月30日に専決処分をさせていただき、本議会に御承認をお願いをしているところでございますが、一部に不備があることが判明いたしましたので、その部分の改正案を追加提案させていただきました。

よろしく願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 詳細説明が必要であれば、担当課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。議案第55号由布市税条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明でございます。

提案理由といたしましては、先ほど市長の方から述べられたとおりでございます。一部の不備が発生したということでございます。

次ページにつきまして、現行改正でございます。経緯を若干説明をいたしますと、専決処分を4月の30日に行いまして、その中に誤りが判明いたしました。それによります追加議案でございます。根拠法令の取り扱いにつきましては、税条例の直前に根拠法令を明記することが原則でございますので、附則の4条の2の条文に移行する今回追加整備でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、発議第6号について、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 発議第6号米価の安定対策を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提出者は、市議会議員、私と賛成者が市議会議員、工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員、以上であります。

提案の理由は、大分県農業の基幹作目である米の安定供給と食料自給率の向上は急務であり、抜本的な安定対策が必要であります。

裏のページをごらんください。

意見書の内容については、ここに書いてありますが、昨年、米価は再生産が危ぶまれる異常な水準までに暴落しました。政府も緊急対策を打ち出すところとなり、米価が下げどまりになりました。

しかし、この緊急対策だけで生産者が安心して米を生産し、国民に安定的供給を保障できるものではありません。政府は、米価の価格は米の過剰作付けにあるとし、今年度飯米農家を含む全

稲作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整の拡大を打ち出し、ペナルティーを復活させて推進しているため深刻な不安が広がっています。国際的な穀物相場の高騰は、原油価格の高騰とも相まって農家のみならず国民生活に重大な影響を与えています。

安全安心の食を確保したい、食料自給率39%の日本の農業をこのままでいいのかの世論がかつてなく高まっています。依然として、米は大分県農業の基幹作物です。米の安定供給と食料自給率向上は急務であり、抜本的な米価対策が安定対策が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望いたします。

以下、1、2、3、4、5点でございます。

提出先は、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、農林水産大臣殿。

以上であります。議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 以上で、議案1件及び発議1件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第2、議案第55号由布市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 実は、55号の改正については準則にないことで、かつてこういうことを言っても取り上げていただけなかった長い歴史があります。

私自身、今回初めてなんでね、どぎまぎしとるんですけども、本当にこれでよかったのかどうかちょっと心配なんですけども、それはさておいて、もっと心配しなきゃならん問題を今から提起したいと思います。

今度の地方税法の改正で、年金受給者からの特別徴収もきちっと規定されるということなども含めて、市税条例が整備されたわけなんですけども、今回それに対する補正、若干の手直しということで、前回の専決に対するものなんですけども、実は先週の金曜日、委員会の審議の後、湯布院の議会報告会の反省が行われました。その最中に、議員の方から湯布院町でこんな問題が起こってるということをお聞きいたしました。

どういうことかと聞いたら、今まで市税の特別徴収義務者であった事業者の方に全く相談もなく、従業員の方に直接普通徴収の令書が送られてきたと。そういうことはあり得ない話じゃない

かということで、その事業者の名前は伏せますけども、その人は長い間旧湯布院町の監査委員をされた方で、そういうことに非常に詳しい方なんです。そして、直接担当者に聞いたら、そういう選択権はこちらにあるんだみたいなことを言ったというんですね。

その話を私聞いただけで本当涙が出るちゅうか何ちゅうか、1件でも特別徴収をふやすと。国でいえば源泉徴収を義務者を1人でもふやす努力を今最中にね、これまで特別徴収しとった方々に対して、その無断で普通徴収の令書を従業員の方に勝手に送るなどということはあったということで、もう私、慙愧に耐えないちゅうか、もう私自身が情けなくてね、一体上に立つ者は何をしてたんだと。私自身思いました。

もうすぐ月曜日ですよ。担当課に行って事情を聞いたら、もうそこだけじゃないと。かなりのところにあるということで、かなりのところの実態把握と、御迷惑をかけたところにきちっとおわびしてくれいというお願いもして、担当課長もそのようにしますちゅうふうに言ってたんだけども、実際にそういうふうにされたのかどうかもちょっと気がかりなんです。言うたものの何もせんかったんじゃないかちゅうような気がして、それで根幹の部分にかかわることについて確認したいと思います。

1つは、特別徴収と普通徴収はどっちが原則なのかという点であります。私、このすぐ後、実はきのうなんですけども、国税の源泉徴収の担当者と県のこの税制班の担当者に直接お会いして伺いました。2人とも一様にこういうこと考えられないと。しかし、由布市ではこういう給料支払い報告書をつくってるんでね、これ由布市が勝手にしたと思えんで、あんたのところから指導してるだろうというふうに県に言いました。しかし、県は全くこれには関与してませんというふうに言われたんです。だから、市長を初め職員の末端に至るまで、特別徴収が原則だという点が徹底してないんじゃないかというふうに思うんですけども、私地方税法を読みましたら、前年度中に給与の支払いを受け、当該年度の初日に給与の支払いを受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して科する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年度中の給与所得に係る所得割及び均等割額の合算額は特別徴収の方法によって徴収するものとするというふうに、ここが根幹の部分にあるように私自身理解しました。

そして、住民税の申告の欄を見ても、要するにそういう人たちを除外して申告しなさいというふうになってるわけですね。だから、どっちが原則かという意見は聞いて歩いた限りでもそうだし、皆さんの理解もそうになってるかということで非常に不安なんですけども、それが特別徴収が原則というふうになってるかどうかというのをまず最初に確認したいというふうに思います。

2点目は、ここが重要な問題なんですけども、由布市で勝手に特別徴収と普通徴収を書く欄を書いてます。湯布院のその事業者は、地方税法に定めた書式のそのものを使って由布市に提出してるんです。ちなみに、その総括表の中の総括表そのものを使ってきてないからということも

理由にしました。由布市の定められてもの。しかしそのこと自体も実は非常に後で述べますけども、由布市の例規集にもなければ綴りもないんです。これは水道事業のときにも言いましたよね。水道事業でも、関係書式の綴りありますかってたらないんです、実際は。だから、ほとんどが機械から出すとか、あるいは簿冊の中から、非常に悪いんだけども、名前も書いてるやつをコピーしてね、こういう書式ですというふうについて私自身もらってるんですけども。

例規集が略されてるちゅう点で、こちらがチェックできないちゅうのも問題なんですけども、示されたこういう書き方をしなきゃそれを認めんというやり方ですね、これが私が普通徴収にすることの妥当性の要件なのかどうかちゅうことが非常に心配なんです。

むしろ違法行為じゃないかというふうにさえ思うんですけどね、前条、地方税法321条の3のただし書きの部分には、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては特別徴収の方法をやらないことができる規定なんです、これは。だから、その根拠にそういう要件が、こんなチェックが入ってないからということをや要件にして普通徴収にしたことが認められるのかどうかということを確認したいと思います。

3点目は、言ってきましたけれども、この支払い報告書、地方税法の施行規則の書式とも違います。そして、由布市の税条例の施行規則にも示されてません。残念ながら、由布市の施行規則には様式の15号までしかないんですね。ところが、この給与支払い報告書の総括表には様式20号って書いてあるんですよ。だから5号、この間の5号っちゅのは完全にどっか、まだこれ以外にあるかも、20何号があるかもしれませんよ。しかし、そういう部分は全く施行規則の中に記載のないまま、こちらが税務課に行って「書式を綴ったのを見せてください」と言っても、それはありませんということで2年前の何か資料をいただいたんですけどね。

この平成18年度の申告表を見ても、書式そのものは地方税法の書式であります。由布市のやつじゃないんですね。だから、そういう様式そのものを定めることがですね、水道事業のことでもチェックできなかったし、今回もチェックできないのはなぜかというたら、ここは様式が略になってんです、全部。水道事業のと同じなんですよ。略していいという理由があるならともかく、略して自分たちが書式集そのものを持ってないというところが問題なんです。

最後に、そういう、これは部長が当然答えると思うんですけど、こういう例規集そのものをやっぱり書式とか略すんじゃなくて、きちんと例規集に綴じるというようなことをやるべきじゃないかというふうに思うんですけど、これは初めて言うことじゃないんです。前の専決処分るときに、この問題を出しているんですね。そして、「それは検討します」ということを当時答えてたんですけども、私も監査委員にやかましく言う割には自分が事後確認をほとんどされてなかったということで、今回のこういう問題になったんですけども、そういうことをこのまま続けるのか、それともそういうことを略さずにきちんと例規集に載せて、我々がチェックできるようにするの

かどうか、その点も答えてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。8番議員に答弁したいと思います。

まず冒頭に、この取り扱い等につきましては私が来てからということじゃなくて、もう以前からやっておったということでございます。つけ加えておきます。

それと、指摘をされまして、一応担当の職員に確認をいたしました。今回につきましては40件程度、要するに特別徴収、以前しておった分を普通徴収、まあ明記されてなかったので普通徴収としての取り扱いを行ったというのが40件。現在までもこれは完全に普徴から特別徴収に切りかえを行っております。

まず、湯布院の1件につきましては、きのう私の方がお断りに行きました。ええ、丁重にあやまってきました。

先ほどの内容につきましては、特別徴収の原則は何ぞやということでございますけども、御指摘のとおりでございます。地方税法から我々は走っていくんですけども、地方税法の321条の3、これを遵守しない限りは前に進んでいかないと私も思っております。今後このようなことのないように、十分注意をし、職員に指導徹底をしていきたいと思っております。

それと、総括表の様式につきましては、本来、総務省の様式がございます。本来、それを使えば問題ないと思うんですけども、その中を由布市につきましては若干工夫を凝らしておるということでございますので、工夫を凝らすのであれば施行規則の中にうたっていないといけないんじゃないかなと私も思っております。この点につきましては、今後は税務課の問題じゃなくして由布市全体の問題だと私は思っておりますので、できる限り前向きに整備をしていきたいと思っております。

それと、給与支払報告書の書式番号が20号という指摘をされたと思うんですけど、これは20年、㊸ということが20年のことでございますので、書式の号数ではございません。ちなみに、由布市といたしましては15号までしかございません。この書式につきましても、名称等の書式でございまして、単なる様式が明記されておられません。今後、この書式等の明記につきましてはどのようにするか再検討していきたいと思っております。これは由布市全体の問題だと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 私からは、様式のことを例規集に示すということの御質問かと思いますが、様式につきましては必ずしも条例に私はすべてを載せるということではないというふう

に理解をいたしております。

その中にはやはり、上位法で定められた様式もございますし、それから量的に非常に多くの様式もございますし、その辺については今後やはり精査をして載せるべき必要があるものについては載せる。そうじゃないものについてはやはり、ただその場合に様式を示せるような状態にするということは大事なことであろうというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今回たまたま水道の件とこの件で両方とも様式そのものはなかったんです。担当課にですね。そして、実際にこれはあるけども、あるのがこの施行規則の中には明示されてないんですね。そして、独自のやつをつくってるわけですよ。

こういうようなことはあってはあられない話なんでね、必要なやつを全部、様式一式綴り、今の答弁を聞いておりますときちんちん行ったら見せてもらえると。略にしてるかわりにね、そういうことに今後なるんだろうというふうに思いますけども、それはすぐさまそれしてもらいたいんですわ。その点はチェックしたいと思います。

最後に市長、私これあつてあられんことがね、自分が着任する前からやられてちゅうんですよ。ということは、去年も一昨年もやってたけども、これが社会問題にならなかったということだと思ふんですよ。しかし、これ税務署に行っても県に行ってもね、これは考えられないちゅうんですよ、こういうことは。1人でも多く、特別徴収、国税でいえば源泉徴収義務者にしたいとみんな思ってるはずなのに、なぜそれを普通徴収にしたかということはどうも理解できないちゅうんですよ。独自に調べると言っていました、県の方は。

今までの私の質問と担当者の答弁等を考えて、市長自身それをやっぱり指揮監督する立場で、住民からこういう苦情も来て、どう対応しなきゃならんかということでも今考えてること、率直に言ってくれんですか。私、この議会の中で、最初に職員の倫理の問題で云々かんぬんあつたけども、考えてみると市役所、市長先頭にこういう倫理観については私は再考を促したいと。倫理条例なんかつくらなくてもきちんと常識が通るような、そういう市役所にしてもらいたいという気持ちでいっぱいなんですよ。

そういうことも含めて、先ほどいろんな不祥事、そういう倫理に関する問題も指摘しましたけれども、そういうのを含めて市長、最後に御回答お願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） まさに、市民の側に立ったそういうことで、これからも十分職員に検討させていきたいと思ふし、私もまた市民の立場に立った方向でこれからも進んでいきたいと思ふし。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これはお願いなんですけども、挟間でも大きい事業者も該当したようです。そういう意味でいえば、やっぱり漏れなくあやまって、引き続きやっぱり、よろしくお願ひしますということは言うべきだというふうに思いますんで、その辺は最後に要請して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 私も、いろんなことをこれまで一般質問でも申し上げてきました。

ただこの件も含めてですが、今までのことを含めて、市長、今申されたんですけれども、この議会でこういう55号議案として訂正をされたことは、これはこれでよしとしなければなりませんけれども、この出し方含めて、また途中で訂正もしながら、またいろんな不備があつて、ほて、こういうことを相当繰り返しております。

したがって、私はやっぱりこういう問題が出るというのは、やはり最終的には市長の権限で指揮命令があるわけです。したがって、それぞれの決裁規程、事務権限規程含めてきちっと精査をしてきたんだ。いろんなやっぱりごたごたがある中で、これだけ言われておるわけですから、十分この機会にもう、やはり私も一般質問で言いましたように、事後どう検証して、どうそれを翌月また次の議会に生かしていくんかということが今問われてるんです。

議会も、いろんなことでまた協議もして、みんなでやはり議会改革もしていかなきゃなりませんけども、由布市が発足してこういう問題、いろんなことが起きてる。議会のたびに、こういうある訂正を含めて、これは間違いがあつてもしょうがないんです。そういう形をするとき、きちっとそういう指揮命令を含めてそれぞれの段階で検討されて、市長のところへ上がつて訂正するなら訂正する。そういう統一されたことがなされてない。すべてのことにおいて、問題が今多いわけですから、この点について市長、本当に自分で今後こういうことがあつてはならないと思うならば、どうされるか、私は一般質問のときに言いました。きちっとやっぱりそういう日にちを決めて、月の終わりのそういう週るときには、市長、副市長がきちっと対応していくんだと。そういうことをしない限り、こういう子たちが出てくるわけでありますから、その点は市長に強くどういう考えがあるか、この場で聞いておきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これまでも、議案等の提出におきましても大変な不備があつて、差しかえ等々、これまで大変な御迷惑をおかけしました。

その都度、職員にそういうことのないようにということで徹底してやっけてきているんでありますけれども、さらにまたこういうことが発生するということで、不注意というか、そういう意識の徹底がまだ不十分であるというふうに私も認識をしております。

また、その辺の職員に対する甘さが、やっぱり仕事に対する甘さがあるというふうに私も認識しております。この点について、これからそういうことについて徹底して今厳しく対応していきたいと。そしてまた、執行部が提案する議案については、本当に落ち度のないような形で議員の皆さんに審議をしていただきたいというふうに考えておりますから、今後この決定については議案の前に十分な時間をとりながら精査をしてみたいという決意であります。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第6号米価の安定対策を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、発議第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付をしておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月5日に開会いたしました今期定例会は本日をもって閉会となりましたが、議員皆さん方には14日間にわたりまして、すべての議案につきまして慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

本定例会では、継続審議となっておりました住民自治条例につきましては残念ながら可決をいただけませんでしたけれども、由布市景観条例の制定を初めとする議案17件、報告4件、諮問1件、承認3件につきましては、原案どおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会におきましても、議員各位からあらゆる角度からの御意見また御指摘、御提案をいただきました。

また、議案の差しかえ等、再三の御指摘にもかかりませず、今議会におきましても発生をいたしました。慎重に対応しているのですが、まだまだ私を含めまして緊張感と慎重さが足りないと考えております。今後につきましては、より一層職員の意識改革を含め、研修を実のあるものにしてまいりたいと考えております。

次に、大変残念で申し訳なく思っておりますけれども、今議会冒頭に報告いたしました職員の扶養手当の過誤払いに続き、もと会計課職員によります公金の横領が発覚いたしました。市民の皆様を初め、議員の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけをしているところでございます。心からおわびを申し上げますとともに、今後原因の究明を徹底的に行い、再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

またさらに、公務員倫理の確立及び服務規律の確保を図り、私を含め職員一丸となって市政の、また市民の皆さんの信頼回復に努めてまいり所存でございます。

議員皆様方には、今後とも御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、由布高校存続に向けての取り組みでございますが、これまで多くの要望活動、そしてまたPTAや市民の皆さん方に説明会などを開催してまいりましたけれども、新たに中高一貫教育推進課を設置いたしまして、存続に向けて最大限の努力を行っていく決意でございます。

次に、いよいよ大分国体まで100日余りとなりました。由布市で開催される5競技につきま

しては何としても成功させるとともに、全国から由布市を訪れる皆さんに由布市らしい心のこもったおもてなしをしてお迎えをするために、残された期間に全力を挙げてまいります。

最後になりましたが、いよいよ本格的な梅雨シーズンを迎え、災害等も心配されるところでございます。昨年、湯布院で発生したような災害が起きないように祈るものでございます。

議員皆様方には、無理をなされず健康には十分留意なされて、議員活動に御活躍されますことを御期待申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月5日に開会しました今期定例会は、本日をもって閉会となりましたが、議員の皆さん方には14日間、報告4件、諮問1件、承認案件3件、議案18件、請願1件、継続2件の議案を慎重審議に御審議いただきありがとうございました。

執行部におかれましては、職員の公金横領や扶養手当過誤払いなど混乱の中で迎えた今議会の御労苦にお礼を申し上げるとともに、さらなる由布市のまちづくりに真価を目指して御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

梅雨の真っ只中の昨今ですが、開会のごあいさつで中国四川省など災害に触れさせていただき、私どもも他人ごとではありませんとあいさつをしましたが、国内でもあのように岩手・宮城内陸の地震が発生いたしました。災害に遭われました皆さんに謹んでお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げる次第であります。

さて、暗い話が続く由布市に、議会開会中の6月13日の大分合同新聞に、全国の783の市などの住みよさランキング調査の発表が掲載されました。その調査項目の中で、安心して暮らせる部門で全国15位に由布市がランクをされましたことはまことに喜ばしいことだと思ひ、その上位ランクの位置づけを由布市民として市民の皆さんとともに誇りにしたいものであります。

さて、今議会はこれまで再三御指摘してまいりました課内議論、部内議論、つまりチェック機能不足による議案の修正、差しかえなど、はなはだ極端に発生し、その都度議会運営委員会や全員協議会を開催してきました。市長からも説明が再三ございました。合併して2年と8カ月、新生由布市のまちづくりの行政運営がまさしく軌道に乗り始めているときだけに、執行部の今回の議会に対する対応の緊張感のなさが噴出したような気がしてなりません。いま一度行政運営や議会対応に緊張感を持って臨むよう強く要望して、20年第2回由布市議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、梅雨開けと一気に暑い時期を迎えます。健康に十分留意の上、議員活動にお励みいただくことを念じ私のあいさつを終わります。

ありがとうございました。

これにて、平成20年第2回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後3時42分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員